

Q001 論点抽出 | 基礎

特許法の事例問題で、まず答案上確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

ア．当事者、時系列、対象発明・出願・権利、各行為を整理し、それぞれに対応する条文上の論点を抽出する。

イ．最初に結論だけを書き、事実関係は検討しない。

ウ．判例名をできるだけ多く列挙し、条文は後回しにする。

エ．自分が知っている制度をすべて書き、問題文との関係は考えない。

答え・解説

正答：ア．当事者、時系列、対象発明・出願・権利、各行為を整理し、それぞれに対応する条文上の論点を抽出する。

ア解説：正しい。論文では事実関係を法的要件へ対応付けることが出発点となる。

イ解説：誤り。論点抽出には事実の整理が不可欠である。

ウ解説：誤り。判例名の列挙だけでは事案への適用にならない。

エ解説：誤り。問われている事実に対応する論点を選別する必要がある。

総合解説：特許論文では、人物・日付・発明内容・出願経過・実施行為を分解し、条文の要件事実へ結び付けるのが基本である。

出題基準：2026-09-05

Q002 論点抽出 | 標準

出願前に同一内容の発明が公開されていた可能性があり、さらに近接する先行技術から容易想到性も問題となる事例で、論点整理として最も適切なものはどれか。

ア．進歩性だけを検討すれば新規性の検討は不要である。

イ．まず新規性の有無を検討し、同一でない場合でも先行技術に基づく進歩性を別個に検討する。

ウ．新規性と進歩性は同一の要件なので一括して結論だけ示す。

エ．公開時期は一切考慮しなくてよい。

答え・解説

正答：イ．まず新規性の有無を検討し、同一でない場合でも先行技術に基づく進歩性を別個に検討する。

ア解説：誤り。両要件は別個に存在する。

イ解説：正しい。新規性と進歩性は要件・判断枠組みが異なる。

ウ解説：誤り。判断基準が異なるため区別が必要である。

エ解説：誤り。出願前か否かは新規性・進歩性の先行技術判断に重要である。

総合解説：論文では『同一か＝新規性』『容易に想到できるか＝進歩性』を分け、引用発明の時点も確認する。

出題基準：2026-09-05

Q003 論点抽出 | 標準

同一又は近似する発明について複数の出願が存在する事例で、論点として区別すべき組合せはどれか。

ア．特許法30条と67条だけ。

イ．商標法4条と意匠法10条だけ。

ウ．特許法39条の先願と29条の2の拡大先願。

エ．民法の時効だけ。

答え・解説

正答：ウ．特許法39条の先願と29条の2の拡大先願。

ア解説：誤り。新規性喪失例外と存続期間であり、先願関係の中心論点ではない。

イ解説：誤り。特許出願同士の先後関係の論点ではない。

ウ解説：正しい。両制度は比較対象・公開要件・発明者等の扱いが異なるため区別する。

エ解説：誤り。特許出願の先後関係は特許法上の制度で処理する。

総合解説：複数出願の事例では、同日出願を含む39条と、先願明細書等に記載された発明を扱う29条の2を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q004 論点抽出 | 基礎

拒絶理由通知後に請求項を大きく書き換えた事例で、最初に抽出すべき補正論点として最も適切なものはどれか。

ア．補正は出願後いつでも内容無制限に可能なので論点にならない。

イ．補正では発明者の住所だけを見れば足りる。

ウ．補正の適否は商標法だけで決まる。

エ．補正時期、17条の2第3項の新規事項追加禁止、必要に応じ同条5項の目的制限などを確認する。

答え・解説

正答：エ．補正時期、17条の2第3項の新規事項追加禁止、必要に応じ同条5項の目的制限などを確認する。

ア解説：誤り。補正には時期・内容の制限がある。

イ解説：誤り。請求項等の内容と補正時期が重要である。

ウ解説：誤り。特許出願の補正は特許法上判断する。

エ解説：正しい。補正は時期ごとに許容範囲が異なり、新規事項・目的外補正が主要論点となる。

総合解説：論文では『いつの補正か』『当初開示の範囲内か』『通知後の目的制限に適合するか』を順に見る。

出題基準：2026-09-05

Q005 論点抽出 | 標準

第一国出願後に改良を加えた国内出願で優先権が主張されている。論文答案で最も重要な整理はどれか。

ア．請求項ごとに、第一国出願に記載された事項について優先権の効果が及ぶかを検討する。

イ．優先権を主張した時点で後願の全内容が自動的に第一国出願日に遡る。

ウ．改良部分があると優先権主張全体が当然に無効となる。

エ．優先権は商標にしか存在しない。

答え・解説

正答：ア．請求項ごとに、第一国出願に記載された事項について優先権の効果が及ぶかを検討する。

ア解説：正しい。優先権の利益は後の出願全体に機械的に及ぶのではなく、基礎出願の開示との対応が重要である。

イ解説：誤り。基礎出願に開示された事項との対応を要する。

ウ解説：誤り。請求項・事項ごとに効果を検討する。

エ解説：誤り。特許にも国内・パリ優先権制度がある。

総合解説：優先権事例では、基礎出願の記載、後願請求項の構成、追加事項を対応付けて論点化する。

出題基準：2026-09-05

Q006 論点抽出 | 応用

原出願の審査中に分割出願がされた事例で、論文上確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

ア．分割出願は原出願と無関係な新規発明でも自由に遡及できる。

イ．分割可能時期、分割出願の内容が原出願の当初開示の範囲内か、出願日の遡及効果が認められるかを検討する。

ウ．分割出願は特許査定後であれば無条件にいつでも可能である。

エ．分割では出願日の遡及は一切認められない。

答え・解説

正答：イ．分割可能時期、分割出願の内容が原出願の当初開示の範囲内か、出願日の遡及効果が認められるかを検討する。

ア解説：誤り。原出願の開示範囲を超えることはできない。

イ解説：正しい。分割は時期・内容要件を満たす場合に原出願日への遡及が認められる。

ウ解説：誤り。法定の分割時期がある。

エ解説：誤り。要件を満たせば原出願日に遡る。

総合解説：分割の答案では『時期→内容→効果』の順に整理すると安定する。

出題基準：2026-09-05

Q007 論点抽出 | 基礎

特許権侵害の事例で、被告製品が請求項の一部文言と異なる。答案の最初の中心論点として最も適切なものはどれか。

ア．均等論だけを検討し、請求項の文言は読まない。

イ．損害額だけを先に計算し、侵害成立は検討しない。

ウ．請求項に基づく技術的範囲への属否を検討し、文言侵害が否定される場合に均等論の適用可能性を検討する。

エ．被告の会社規模だけで侵害の有無を決める。

答え・解説

正答：ウ．請求項に基づく技術的範囲への属否を検討し、文言侵害が否定される場合に均等論の適用可能性を検討する。

ア解説：誤り。均等論は文言充足がない場面で問題となる。

イ解説：誤り。損害論の前に侵害成否が必要である。

ウ解説：正しい。侵害論ではまず特許発明の技術的範囲を確定し、被告製品との対比を行う。

エ解説：誤り。侵害成否は技術的範囲と実施行為等で判断する。

総合解説：侵害答案は『技術的範囲→文言充足→必要なら均等→抗弁→救済』の流れを意識する。

出題基準：2026-09-05

Q008 論点抽出 | 標準

被告が完成品ではなく、特許発明の実施に用いられる部品だけを販売している事例で検討すべき論点として最も適切なものはどれか。

ア．完成品を販売していない以上、特許法上の問題は絶対に生じない。

イ．部品販売は必ず直接侵害となるので101条は不要である。

ウ．部品の価格だけで侵害を判断する。

エ．特許法101条の間接侵害の各類型に該当するかを検討する。

答え・解説

正答：エ．特許法101条の間接侵害の各類型に該当するかを検討する。

ア解説：誤り。間接侵害規定がある。

イ解説：誤り。直接侵害とは別に間接侵害の要件を検討する。

ウ解説：誤り。用途・不可欠性・知情等の法定要件が問題となる。

エ解説：正しい。専用品型や課題解決に不可欠な物型など、部品供給にも侵害擬制があり得る。

総合解説：論文では、直接侵害が成立しない部品供給事例でも101条を拾えるかが差になる。

出題基準：2026-09-05

Q009 論点抽出 | 標準

特許権者から侵害訴訟を提起された被告が、当該特許には進歩性欠如があると主張している。論点として最も適切なのはどれか。

ア．特許法104条の3の無効の抗弁を検討し、特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるかを判断する。

イ．特許庁で無効審判が確定するまで裁判所は無効理由を一切考慮できない。

ウ．進歩性欠如は損害額だけに影響し、権利行使可否には関係しない。

エ．無効の抗弁は商標法にしか存在しない。

答え・解説

正答：ア．特許法104条の3の無効の抗弁を検討し、特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるかを判断する。

ア解説：正しい。侵害訴訟でも一定の無効理由を抗弁として主張できる。

イ解説：誤り。104条の3により侵害訴訟で抗弁として検討できる。

ウ解説：誤り。無効理由は権利行使を制限し得る。

エ解説：誤り。特許法104条の3に明文がある。

総合解説：侵害事例では属否だけでなく、被告側の無効抗弁を見落とさない。

出題基準：2026-09-05

Q010 論点抽出 | 応用

実用新案権者が警告後すぐに差止・損害賠償請求を検討している事例で、特許権と異なる論点として特に重要なのはどれか。

ア．実用新案権は登録されても一切行使できない。

イ．実用新案技術評価書の提示・警告や、権利行使後に登録が無効となった場合の責任など実用新案法特有の制度を確認する。

ウ．実用新案には技術評価制度が存在しない。

エ．実用新案権の存続期間は特許と同じ20年である。

答え・解説

正答：イ．実用新案技術評価書の提示・警告や、権利行使後に登録が無効となった場合の責任など実用新案法特有の制度を確認する。

ア解説：誤り。法定要件を満たせば行使できる。

イ解説：正しい。実用新案は無審査登録を前提とするため権利行使に特有の制約がある。

ウ解説：誤り。技術評価書制度がある。

エ解説：誤り。実用新案権は出願日から10年である。

総合解説：実用新案の論文事例では、無審査登録制度に由来する技術評価書・権利行使責任を拾うことが重要。

出題基準：2026-09-05

Q011 条文・判例・審査基準の適用 | 基礎

進歩性の論述で、特許庁審査基準に沿った説明として最も適切なものはどれか。

ア．相違点が一つであれば必ず進歩性がある。

イ．引用例の件数が二件以上なら必ず進歩性がない。

ウ．主引用発明を認定し、本願発明との相違点を把握した上で、副引用発明等を適用する動機付けや阻害要因、設計変更等を総合して容易想到性を判断する。

エ．発明者が苦労した事実だけで進歩性を肯定する。

答え・解説

正答：ウ．主引用発明を認定し、本願発明との相違点を把握した上で、副引用発明等を適用する動機付けや阻害要因、設計変更等を総合して容易想到性を判断する。

ア解説：誤り。相違点があっても容易想到なら進歩性は否定され得る。

イ解説：誤り。件数ではなく論理付けが重要である。

ウ解説：正しい。審査基準の進歩性判断は具体的な論理付けに基づく。

エ解説：誤り。客観的な容易想到性が判断基準である。

総合解説：答案では『主引用発明→相違点→動機付け等→容易想到性→結論』と組み立てる。

出題基準：2026-09-05

Q012 条文・判例・審査基準の適用 | 標準

補正後の請求項に当初明細書に明記されていない構成が追加された場合の判断として最も適切なものはどれか。

ア．明記されていなければ例外なく新規事項となる。

イ．出願人が必要だと思えば当初開示と無関係でも追加できる。

ウ．新規事項の判断は登録後にしか行わない。

エ．当初明細書等の全ての記載から当業者にとって自明な事項を含む『当初明細書等に記載した事項』の範囲内かを検討する。

答え・解説

正答：エ．当初明細書等の全ての記載から当業者にとって自明な事項を含む『当初明細書等に記載した事項』の範囲内かを検討する。

ア解説：誤り。自明な事項も当初記載事項に含まれ得る。

イ解説：誤り。新規事項追加は禁止される。

ウ解説：誤り。審査段階の補正適法性として判断される。

エ解説：正しい。17条の2第3項の新規事項判断は当初開示との関係で行う。

総合解説：審査基準の表現を用いて、追加構成が当初開示から直接かつ明確に理解できるかを具体的に論じる。

出題基準：2026-09-05

Q013

条文・判例・審査基準の適用 | 標準

文言侵害が成立しない被告製品について均等侵害を検討する際の整理として正しいものはどれか。

ア．非本質的部分、置換可能性、置換容易性、出願時公知技術からの非容易推考、意識的除外等の特段事情なしという5要件を検討する。

イ．被告製品が似て見えれば他の要件を検討せず均等侵害となる。

ウ．置換容易性だけで均等侵害が成立する。

エ．均等論は日本法では認められていない。

答え・解説

正答：ア．非本質的部分、置換可能性、置換容易性、出願時公知技術からの非容易推考、意識的除外等の特段事情なしという5要件を検討する。

ア解説：正しい。最高裁判例に基づく均等論の5要件である。

イ解説：誤り。法定・判例上の5要件を検討する必要がある。

ウ解説：誤り。5要件全体の検討が必要。

エ解説：誤り。最高裁判例により認められている。

総合解説：論文では5要件を列挙するだけでなく、各事実をどの要件に当てはめるかが重要。

出題基準：2026-09-05

Q014

条文・判例・審査基準の適用 | 基礎

請求項中の用語の意味が争われている侵害事例で、特許法70条に沿った解釈として最も適切なものはどれか。

ア．要約書だけを唯一の根拠として技術的範囲を決める。

イ．技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定め、用語の意義は明細書及び図面を考慮して解釈する。

ウ．発明者の訴訟時の主観だけで用語を決める。

エ．請求項の文言は一切考慮せず図面だけで決める。

答え・解説

正答：イ．技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定め、用語の意義は明細書及び図面を考慮して解釈する。

ア解説：誤り。70条3項により要約書は技術的範囲の解釈に用いない。

イ解説：正しい。70条1項・2項の基本である。

ウ解説：誤り。客観的に請求項・明細書等から解釈する。

エ解説：誤り。請求項が出発点である。

総合解説：侵害答案では70条を根拠に請求項中心主義を示し、必要に応じ明細書・図面で用語を解釈する。

出題基準：2026-09-05

Q015

条文・判例・審査基準の適用 | 標準

出願人自身が発明を学会発表した後に特許出願した事例で、検討すべき制度として最も適切なものはどれか。

ア．自己開示なら無条件に新規性は失われない。

イ．学会発表は公知になり得ない。

ウ．特許法30条の発明の新規性喪失の例外の要件・手続を検討する。

エ．30条は商標法の規定である。

答え・解説

正答：ウ．特許法30条の発明の新規性喪失の例外の要件・手続を検討する。

ア解説：誤り。30条の要件・手続を満たす必要がある。

イ解説：誤り。公然知られ又は刊行物等により公衆利用可能となり得る。

ウ解説：正しい。自己開示等があっても法定要件を満たせば例外適用の可能性がある。

エ解説：誤り。特許法上の新規性喪失例外である。

総合解説：論文では開示日、出願日、開示主体、例外適用手続を時系列で確認する。

出題基準：2026-09-05

Q016

条文・判例・審査基準の適用 | 応用

侵害訴訟で被告が無効の抗弁を主張し、特許権者が請求項の訂正を予定している。答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．訂正を予定しただけで無効の抗弁は自動的に消滅する。

イ．無効の抗弁と訂正は同時に論じてはならない。

ウ．訂正後の技術的範囲は被告製品との関係で検討不要である。

エ．104条の3の無効の抗弁を検討した上で、適法な訂正により無効理由が解消し、かつ訂正後も被告製品が技術的範囲に属するかという再抗弁を検討する。

答え・解説

正答：エ．104条の3の無効の抗弁を検討した上で、適法な訂正により無効理由が解消し、かつ訂正後も被告製品が技術的範囲に属するかという再抗弁を検討する。

ア解説：誤り。訂正の適法性・無効理由解消等を具体的に検討する。

イ解説：誤り。侵害訴訟では両者の関係が重要論点となる。

ウ解説：誤り。訂正後も属否が必要である。

エ解説：正しい。無効抗弁と訂正の関係を段階的に論じる。

総合解説：答案では『無効理由→訂正の適法性・解消効果→訂正後属否』を一連の抗弁構造として整理する。

出題基準：2026-09-05

Q017

条文・判例・審査基準の適用 | 基礎

汎用品にも使える部品を販売している被告について101条の間接侵害を検討する場合に重要な事情として最も適切なのはどれか。

ア．その物が課題解決に不可欠か、広く一般に流通する物でないか、特許発明であること及び実施に用いられることを知っていたか等。

イ．部品の色だけ。

ウ．被告企業の従業員数だけ。

エ．特許権者の広告費だけ。

答え・解説

正答：ア．その物が課題解決に不可欠か、広く一般に流通する物でないか、特許発明であること及び実施に用いられることを知っていたか等。

ア解説：正しい。101条2号・5号型ではこれらの要件が重要となる。

イ解説：誤り。法定要件との関係がない。

ウ解説：誤り。間接侵害の要件ではない。

エ解説：誤り。101条の要件とは無関係である。

総合解説：部品供給事例では、専用品型と不可欠物型を分け、後者では一般流通性・知情等を丁寧に当てはめる。

出題基準：2026-09-05

Q018

条文・判例・審査基準の適用 | 標準

他人の特許出願時に、被告が独自に同じ発明を完成し、日本国内で事業準備をしていた場合の抗弁として最も適切なのはどれか。

ア．特許法30条の新規性喪失例外だけを検討する。

イ．特許法79条の先使用による通常実施権を検討する。

ウ．被告が先に発明しただけで日本国外の準備でも必ず先使用权が成立する。

エ．先使用权は商標法にしか存在しない。

答え・解説

正答：イ．特許法79条の先使用による通常実施権を検討する。

ア解説：誤り。先使用者の抗弁は79条が中心。

イ解説：正しい。善意の独自完成・国内実施又は準備等を要件として法定通常実施権が認められ得る。

ウ解説：誤り。国内での実施又は準備等の要件がある。

エ解説：誤り。特許法79条に規定がある。

総合解説：侵害論では、独自に先行実施していた被告について79条の法定通常実施権を忘れない。

出題基準：2026-09-05

Q019

条文・判例・審査基準の適用 | 標準

特許権者又は許諾を受けた者が国内で特許製品を適法に販売した後、その同一製品が中古転売された事例の論点として最も適切なものはどれか。

ア．中古転売のたびに必ず新たな特許実施許諾が必要である。

イ．特許製品の所有権は販売後も永久に特許権者に残る。

ウ．特許権の消尽により、その特定製品について特許権の効力が及ばないかを検討する。

エ．消尽は著作権にしか存在せず特許には関係しない。

答え・解説

正答：ウ．特許権の消尽により、その特定製品について特許権の効力が及ばないかを検討する。

ア解説：誤り。消尽が成立すればその特定製品への権利行使は制限される。

イ解説：誤り。所有権と特許権は別である。

ウ解説：正しい。適法な第一譲渡後の特定製品について権利行使が制限される消尽論が問題となる。

エ解説：誤り。特許法上も判例法理として認められる。

総合解説：中古品・修理・再製造事例では、適法な譲渡による消尽と、新たな製造に当たるかを区別する。

出題基準：2026-09-05

Q020

条文・判例・審査基準の適用 | 応用

特許権侵害が認められる場合の救済について最も適切な整理はどれか。

ア．差止請求にも必ず故意の立証が必要である。

イ．損害賠償では過失推定は存在しない。

ウ．侵害が認められれば救済の要件はすべて同一である。

エ．差止請求は故意・過失を要しない一方、損害賠償では故意・過失が問題となり、特許法103条には過失推定がある。

答え・解説

正答：エ．差止請求は故意・過失を要しない一方、損害賠償では故意・過失が問題となり、特許法103条には過失推定がある。

ア解説：誤り。100条の差止めは故意・過失を要しない。

イ解説：誤り。103条が過失推定を定める。

ウ解説：誤り。差止めと損害賠償では要件が異なる。

エ解説：正しい。救済ごとの要件を分けて論じる必要がある。

総合解説：論文では侵害成立後に、100条の差止めと民法709条・102条・103条等の損害賠償を分けて論じる。

出題基準：2026-09-05

Q021 答案構成・事例分析 | 基礎

- 特許論文の一論点について最も安定した答案構成はどれか。
- ア．問題提起→条文・規範→事実の当てはめ→結論の順に示す。
 - イ．結論だけを一行書く。
 - ウ．問題文をそのまま全文書き写す。
 - エ．判例名だけを列挙する。

答え・解説

正答：ア．問題提起→条文・規範→事実の当てはめ→結論の順に示す。

ア解説：正しい。法的三段論法を明確にすると採点者が判断過程を追やすい。

イ解説：誤り。根拠と当てはめがなく評価されにくい。

ウ解説：誤り。法的分析にならない。

エ解説：誤り。規範と事実適用が必要である。

総合解説：論文ではIRACに近い構造を用い、条文番号を根拠として事実を具体的に評価する。

出題基準：2026-09-05

Q022 答案構成・事例分析 | 標準

- 複数出願・公開・補正・審判が入り組む事例で最も有効な答案準備はどれか。
- ア．日付はすべて無視して論点名だけ並べる。
 - イ．答案作成前に主要日付を時系列で並べ、各時点での法的効果を整理する。
 - ウ．最も遅い日付だけ覚える。
 - エ．当事者名だけを並べれば足りる。

答え・解説

正答：イ．答案作成前に主要日付を時系列で並べ、各時点での法的効果を整理する。

ア解説：誤り。時期によって要件・効果が変わる。

イ解説：正しい。優先権、新規性、補正、分割等は日付依存性が高い。

ウ解説：誤り。複数の基準日が必要。

エ解説：誤り。出願・公開等の時系列整理が重要。

総合解説：特許論文は時系列依存が強いので、年月日と行為を線で結ぶだけでも論点落ちを減らせる。

出題基準：2026-09-05

Q023 答案構成・事例分析 | 標準

請求項がA+B+Cから成り、被告製品がA+B+Dを備える。答案構成として最も適切なのはどれか。

ア．AとBが同じなので直ちに文言侵害とする。

イ．CとDの違いを無視する。

ウ．各構成要件の充足を個別に対比し、Cを欠くため文言侵害を否定した上で、CとDの置換について均等論を検討する。

エ．製品全体の印象が似ていれば特許侵害とする。

答え・解説

正答：ウ．各構成要件の充足を個別に対比し、Cを欠くため文言侵害を否定した上で、CとDの置換について均等論を検討する。

ア解説：誤り。全構成要件の充足が必要。

イ解説：誤り。相違部分が侵害論の中心となる。

ウ解説：正しい。オールエレメンツルールを意識した要素別対比が必要。

エ解説：誤り。特許侵害は請求項の技術的構成要件で判断する。

総合解説：侵害答案では請求項を要素分解し、欠ける要素がある場合に均等論へ進む。

出題基準：2026-09-05

Q024 答案構成・事例分析 | 基礎

特許権者が差止め、損害賠償、侵害物廃棄を求められる事例で、答案の整理として最も適切なものはどれか。

ア．各請求の根拠条文を示さず『全部認められる』とだけ書く。

イ．差止めが認められれば損害賠償の要件検討は不要である。

ウ．廃棄請求は侵害の有無と無関係に認められる。

エ．侵害成否を共通前提として示した後、各請求の根拠条文と固有要件を分けて検討する。

答え・解説

正答：エ．侵害成否を共通前提として示した後、各請求の根拠条文と固有要件を分けて検討する。

ア解説：誤り。救済ごとの根拠と要件が必要。

イ解説：誤り。別個の請求である。

ウ解説：誤り。差止めが付随する必要措置として検討する。

エ解説：正しい。100条1項・2項、損害賠償等は要件・効果が異なる。

総合解説：共通論点を先に処理し、救済ごとに固有要件を分けると答案が重複せず明確になる。

出題基準：2026-09-05

Q025

答案構成・事例分析 | 標準

均等侵害の第1要件が微妙な事例で答案の書き方として最も適切なのはどれか。
ア．まず自説として要件該当性を理由付けし、反対評価の可能性が高ければ予備的に他要件や別論点への影響も簡潔に示す。
イ．迷った論点は答案から削除する。
ウ．両方の結論を理由なく併記する。
エ．判例と反対の結論だけを書き、理由を示さない。

答え・解説

正答：ア．まず自説として要件該当性を理由付けし、反対評価の可能性が高ければ予備的に他要件や別論点への影響も簡潔に示す。
ア解説：正しい。不確実な事例でも論理的な主位・予備構成により分析を示せる。
イ解説：誤り。主要論点を落とす危険がある。
ウ解説：誤り。評価軸を示す必要がある。
エ解説：誤り。規範に沿った理由付けが必要。
総合解説：論文では断定できない事実でも、評価要素を示し結論を選び、必要なら予備的検討を置く。
出題基準：2026-09-05

Q026

答案構成・事例分析 | 応用

拒絶査定不服審判中に補正がされた事例で、答案の整理として最も適切なものはどれか。
ア．補正が違法でも補正後請求項だけを当然の前提として審査する。
イ．補正の手続的適法性を先に確認し、その上で補正後発明の特許要件を実体的に検討する。
ウ．手続論は論文試験では一切書かない。
エ．実体的特許要件は補正の有無に関係なく常に同じ請求項で判断する。

答え・解説

正答：イ．補正の手続的適法性を先に確認し、その上で補正後発明の特許要件を実体的に検討する。
ア解説：誤り。補正適法性の検討が必要。
イ解説：正しい。手続論と実体論を分けると論理関係が明確になる。
ウ解説：誤り。特許法は手続論も重要な出題対象。
エ解説：誤り。適法な補正があれば対象請求項が変わる。
総合解説：『手続の適法性→対象となる発明→実体要件』の順序を守ると答案が崩れにくい。
出題基準：2026-09-05

Q027 答案構成・事例分析 | 基礎

共同研究者A・B、会社C、第三者Dが登場する発明帰属・出願事例で、答案準備として最も適切なのはどれか。

ア．会社Cが関与していれば必ずCが発明者である。

イ．出願人になっている者が必ず発明者である。

ウ．誰が発明者か、特許を受ける権利が誰に帰属・承継したか、誰が出願したかを当事者ごとに整理する。

エ．報酬を多く払った者を発明者とする。

答え・解説

正答：ウ．誰が発明者か、特許を受ける権利が誰に帰属・承継したか、誰が出願したかを当事者ごとに整理する。

ア解説：誤り。法人は自然人としての発明者にはならない。

イ解説：誤り。出願人と発明者は一致しない場合がある。

ウ解説：正しい。発明者性と権利帰属・出願人資格を分けて検討する必要がある。

エ解説：誤り。発明者性は創作的寄与で判断する。

総合解説：職務発明・共同発明の論文では『発明者→特許を受ける権利→承継→出願』を段階的に整理する。

出題基準：2026-09-05

Q028 答案構成・事例分析 | 標準

時間制約のある論文試験で、問題文に新規性、進歩性、補正、侵害、損害の事実が含まれている。最も適切な答案戦略はどれか。

ア．知っている論点から無関係でも長く書く。

イ．すべての条文を同じ分量で説明する。

ウ．結論だけを並べて理由を省く。

エ．配点・設問に直結する主要論点を優先し、成立の前提となる論点から順に簡潔に処理する。

答え・解説

正答：エ．配点・設問に直結する主要論点を優先し、成立の前提となる論点から順に簡潔に処理する。

ア解説：誤り。設問との対応が重要。

イ解説：誤り。重要度に応じたメリハリが必要。

ウ解説：誤り。主要論点では規範と当てはめが必要。

エ解説：正しい。論点の論理的前後関係と重要度を意識する。

総合解説：答案は網羅性だけでなく、設問への直答性と主要論点の厚みが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q029

答案構成・事例分析 | 標準

審査基準を論文答案で使う際の姿勢として最も適切なのはどれか。

ア．まず法律上の条文・要件を示し、審査基準はその解釈・運用を具体化する資料として用いる。

イ．審査基準だけを書けば条文番号は不要である。

ウ．審査基準は試験では一切参照価値がない。

エ．審査基準が条文と異なれば常に審査基準が優先する。

答え・解説

正答：ア．まず法律上の条文・要件を示し、審査基準はその解釈・運用を具体化する資料として用いる。

ア解説：正しい。審査基準は重要な実務資料だが法律そのものではない。

イ解説：誤り。法的根拠は条文に置くべきである。

ウ解説：誤り。実務運用を示す重要資料である。

エ解説：誤り。法令が上位規範である。

総合解説：『条文→規範→審査基準による具体化→当てはめ』と書くと法体系が明確になる。

出題基準：2026-09-05

Q030

答案構成・事例分析 | 応用

『AはBに対し差止めを請求できるか』と問われた答案の締めくくりとして最も適切なのはどれか。

ア．『以上』だけで終える。

イ．上記要件の充足を踏まえ、『したがってAはBに対し100条1項に基づき差止めを請求できる』など設問に直接対応して結論を示す。

ウ．関連する別制度を新たに長く説明して終える。

エ．『ケースバイケースである』とだけ書く。

答え・解説

正答：イ．上記要件の充足を踏まえ、『したがってAはBに対し100条1項に基づき差止めを請求できる』など設問に直接対応して結論を示す。

ア解説：誤り。結論が明示されない。

イ解説：正しい。論文は問いに答えることが最重要である。

ウ解説：誤り。設問への直答性が弱くなる。

エ解説：誤り。事実を評価して結論を示す必要がある。

総合解説：各論点の最後に短い結論を置き、最終結論で設問文の主語・請求・法的効果に対応させる。

出題基準：2026-09-05

Q031 論点抽出 | 基礎

意匠法の事例問題で、まず行うべき論点整理として最も適切なものはどれか。

ア．いきなり損害額だけを計算する。

イ．物品・建築物・画像の区別は意匠法では不要である。

ウ．対象が物品・建築物・画像のいずれの意匠かを特定し、出願・公知・登録・実施の時系列と当事者関係を整理する。

エ．出願日や公知日は意匠法では意味を持たない。

答え・解説

正答：ウ．対象が物品・建築物・画像のいずれの意匠かを特定し、出願・公知・登録・実施の時系列と当事者関係を整理する。

ア解説：誤り。侵害や権利の有効性が前提となる。

イ解説：誤り。対象類型により認定・類否判断の観点異なる。

ウ解説：正しい。意匠の対象と時系列を確定してから新規性・先願・関連意匠・侵害等へ進むのが基本である。

エ解説：誤り。新規性・先願・関連意匠等で重要な基準日となる。

総合解説：意匠論文では『対象意匠→時系列→登録要件→権利関係→侵害・救済』の流れで整理すると論点落ちを防ぎやすい。

出題基準：2026-09-05

Q032 論点抽出 | 標準

出願意匠が先行意匠と完全には同じでないが、先行する複数の公知形状から容易に創作できる可能性がある。論点整理として最も適切なものはどれか。

ア．先行意匠と完全同一でなければ登録可能である。

イ．創作非容易性は需要者の混同だけで決める。

ウ．新規性と創作非容易性は同じ判断基準なので区別不要である。

エ．新規性の類否判断と、創作非容易性の判断を別個に検討する。

答え・解説

正答：エ．新規性の類否判断と、創作非容易性の判断を別個に検討する。

ア解説：誤り。類似でも新規性を欠き得るし、非類似でも創作非容易性を欠く場合がある。

イ解説：誤り。創作非容易性は当該分野の通常の知識を有する者の観点で判断する。

ウ解説：誤り。規定趣旨・判断主体・判断内容異なる。

エ解説：正しい。新規性は同一・類似意匠との関係、創作非容易性は当業者が容易に創作できたかを問う。

総合解説：論文では『需要者の美感による類否』と『当業者の容易創作性』を混同しないことが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q033 論点抽出 | 標準

製品全体ではなく特徴的な操作部だけについて登録意匠が存在する侵害事例で、特に確認すべき事項はどれか。

ア．意匠登録を受けた部分の用途・機能、位置、大きさ、範囲、形態を被告意匠と対比する。

イ．製品全体の重量だけを比べる。

ウ．登録を受けた部分以外だけを比較する。

エ．部分意匠は現行法では保護されない。

答え・解説

正答：ア．意匠登録を受けた部分の用途・機能、位置、大きさ、範囲、形態を被告意匠と対比する。

ア解説：正しい。部分意匠の類否では登録を受けようとする部分の位置等も重要な判断要素となる。

イ解説：誤り。部分意匠の類否判断の中心ではない。

ウ解説：誤り。保護対象部分の認定が中心となる。

エ解説：誤り。部分についても意匠登録が可能である。

総合解説：部分意匠では、形態だけでなく物品等全体における位置・大きさ・範囲が類否判断に関係する。

出題基準：2026-09-05

Q034 論点抽出 | 基礎

同一企業が基本デザインと複数のバリエーションを時期をずらして出願している。論点として最も適切なのはどれか。

ア．互いに類似する意匠は同一人でも絶対に複数登録できない。

イ．基礎意匠・関連意匠の関係、出願可能期間、類似関係、権利の一体的取扱いを検討する。

ウ．関連意匠では先願関係を一切考慮しない。

エ．関連意匠は商標法の制度である。

答え・解説

正答：イ．基礎意匠・関連意匠の関係、出願可能期間、類似関係、権利の一体的取扱いを検討する。

ア解説：誤り。関連意匠制度により一定の登録が可能。

イ解説：正しい。関連意匠制度はデザイン展開を保護するための特則である。

ウ解説：誤り。制度要件と第三者先願等は別途検討が必要。

エ解説：誤り。意匠法10条の制度である。

総合解説：デザイン展開事例では、通常の前願・類似関係だけでなく関連意匠制度を拾う。

出題基準：2026-09-05

Q035 論点抽出 | 標準

新製品発売までデザインを秘密にしたいという事例で検討すべき制度として最も適切なものはどれか。

ア．出願自体を永久に非公開にできる制度である。

イ．秘密意匠を請求すると意匠権は発生しない。

ウ．意匠法14条の秘密意匠制度を検討する。

エ．秘密意匠は特許法にしか存在しない。

答え・解説

正答：ウ．意匠法14条の秘密意匠制度を検討する。

ア解説：誤り。秘密期間には上限がある。

イ解説：誤り。設定登録により意匠権は発生する。

ウ解説：正しい。設定登録後も一定期間、意匠内容を秘密にすることができる。

エ解説：誤り。意匠法独自の制度である。

総合解説：製品発表とのタイミング調整が問われる事例では秘密意匠を検討する。

出題基準：2026-09-05

Q036 論点抽出 | 応用

後願意匠が、先願の願書図面に表された意匠の一部と類似する事例で、論点として最も適切なものはどれか。

ア．意匠法には先願意匠の一部との関係を扱う規定がない。

イ．常に9条だけを適用し、3条の2は検討不要である。

ウ．先願の一部に類似していても必ず登録できる。

エ．意匠法3条の2による先願意匠の一部と同一又は類似する後願意匠の保護除外を検討する。

答え・解説

正答：エ．意匠法3条の2による先願意匠の一部と同一又は類似する後願意匠の保護除外を検討する。

ア解説：誤り。3条の2がある。条文上そのような一律の扱いにはならない。

イ解説：誤り。事実関係に応じて3条の2が問題となる。

ウ解説：誤り。一定要件で保護除外となる。

エ解説：正しい。通常の9条先願とは別に、先願意匠の一部との関係を規律する。

総合解説：一部意匠・先願意匠の図面が絡む場合は3条の2を独立論点として拾う。

出題基準：2026-09-05

Q037 論点抽出 | 基礎

被告商品が登録意匠と完全同一ではないが似た外観を有する。答案の中心論点として最も適切なものはどれか。

ア．意匠法23条・24条に基づき、登録意匠に類似する意匠の実施に当たるかを需要者の美感を基準に検討する。

イ．完全同一でなければ意匠権侵害は絶対に成立しない。

ウ．被告の故意がなければ類似判断は不要である。

エ．類似判断は発明者の主観だけで決める。

答え・解説

正答：ア．意匠法23条・24条に基づき、登録意匠に類似する意匠の実施に当たるかを需要者の美感を基準に検討する。

ア解説：正しい。意匠権の効力は登録意匠だけでなく類似意匠にも及ぶ。

イ解説：誤り。類似意匠にも効力が及ぶ。

ウ解説：誤り。類似性と故意は別問題である。

エ解説：誤り。需要者の視覚を通じて起こさせる美感が基準。

総合解説：侵害論では、物品等の用途・機能と形態の共通点・差異点を評価し、全体の美感を判断する。

出題基準：2026-09-05

Q038 論点抽出 | 標準

後願の登録意匠が、先願の他人の登録意匠を構成要素として取り込み、その特徴を失わず実施する関係にある。論点として最も適切なものはどれか。

ア．後願意匠が登録された以上、先行意匠権を無視して自由に実施できる。

イ．意匠法26条の他人の登録意匠等との利用関係を検討する。

ウ．利用関係は意匠法には存在しない。

エ．利用関係は損害額の算定だけの問題である。

答え・解説

正答：イ．意匠法26条の他人の登録意匠等との利用関係を検討する。

ア解説：誤り。登録は他人の先行権利を消滅させない。

イ解説：正しい。自己の登録意匠であっても、先行する他人の権利を利用する関係では実施が制限され得る。

ウ解説：誤り。26条に明文がある。

エ解説：誤り。実施可否そのものに関係する。

総合解説：『登録できること』と『自由に実施できること』は別であり、26条の利用・抵触関係を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q039 論点抽出 | 標準

登録意匠の一部に、出願前から他人が有する著作権の対象となる図柄が含まれている。実施段階で検討すべき論点はどれか。

ア．意匠登録があれば著作権は当然に消滅する。

イ．著作権との抵触は意匠法上考慮されない。

ウ．意匠法26条による先行著作権との抵触を検討する。

エ．抵触は登録要件だけの問題で、実施には影響しない。

答え・解説

正答：ウ．意匠法26条による先行著作権との抵触を検討する。

ア解説：誤り。両権利は別個に成立する。

イ解説：誤り。26条が明示する。

ウ解説：正しい。登録意匠であっても先に生じた他人の著作権と抵触すれば実施が制限され得る。

エ解説：誤り。26条は実施制限を定める。

総合解説：意匠論文では意匠権だけで完結せず、特許・実用新案・商標・著作権との利用・抵触も拾う。

出題基準：2026-09-05

Q040 論点抽出 | 応用

ハーグ協定経由で日本を指定した国際意匠登録について国内で拒絶理由が問題となっている。論点整理として最も適切なのはどれか。

ア．国際登録されれば日本では実体審査なしに必ず保護される。

イ．日本指定があると日本の意匠法は適用されない。

ウ．ハーグ制度は商標だけの制度である。

エ．国際出願・国際登録と、日本における国際意匠登録出願の国内法上の審査・効果を分けて検討する。

答え・解説

正答：エ．国際出願・国際登録と、日本における国際意匠登録出願の国内法上の審査・効果を分けて検討する。

ア解説：誤り。日本特許庁による国内法上の審査がある。

イ解説：誤り。国内効果は意匠法の特則に基づく。

ウ解説：誤り。意匠の国際登録制度である。

エ解説：正しい。ハーグ制度は出願を一元化するが、日本での保護要件は国内法に基づき判断される。

総合解説：国際案件では『WIPO手続』と『指定国日本での審査・権利効果』を切り分ける。

出題基準：2026-09-05

Q041

条文・類否・利用関係の適用 | 基礎

意匠法24条2項に基づく登録意匠と他の意匠の類否判断の主体として正しいものはどれか。

ア．需要者（取引者を含む）。

イ．当該意匠の創作者本人だけ。

ウ．特許庁長官個人。

エ．技術分野の当業者だけ。

答え・解説

正答：ア．需要者（取引者を含む）。

ア解説：正しい。需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断する。

イ解説：誤り。創作者の主観は判断主体ではない。

ウ解説：誤り。需要者の立場から客観的に判断する。

エ解説：誤り。創作非容易性の判断主体との混同である。

総合解説：類否判断と創作非容易性では判断主体が異なる点を明確にする。

出題基準：2026-09-05

Q042

条文・類否・利用関係の適用 | 標準

物品の意匠AとBの類否を論述する際の手順として最も適切なものはどれか。

ア．色彩の一部分だけを機械的に比べて結論を出す。

イ．物品等の用途・機能の同一又は類似を確認し、形態の共通点・差異点を認定・評価し、全体として需要者に異なる美感を起こさせるか判断する。

ウ．物品の用途・機能を一切考慮しない。

エ．共通点が一つあれば必ず類似とする。

答え・解説

正答：イ．物品等の用途・機能の同一又は類似を確認し、形態の共通点・差異点を認定・評価し、全体として需要者に異なる美感を起こさせるか判断する。

ア解説：誤り。全体的な美感を総合判断する。

イ解説：正しい。JPO審査基準の基本的な類否判断手順である。

ウ解説：誤り。物品等の類否も前提となる。

エ解説：誤り。共通点・差異点の影響を総合評価する。

総合解説：意匠の類否は部分の一致数ではなく、需要者に与える全体的美感への影響で決まる。

出題基準：2026-09-05

Q043

条文・類否・利用関係の適用 | 標準

意匠の共通点・差異点を評価する際に適切な考え方はどれか。

ア．面積が最も大きい部分だけが必ず要部となる。

イ．新しい部分だけを比較し、他の共通点は無視する。

ウ．需要者の注意を引きやすい部分か、先行意匠群に照らしてありふれているか等を踏まえ、各点が全体の美感に与える影響を評価する。

エ．要部は出願人が願書で指定した部分に自動的に限定される。

答え・解説

正答：ウ．需要者の注意を引きやすい部分か、先行意匠群に照らしてありふれているか等を踏まえ、各点が全体の美感に与える影響を評価する。

ア解説：誤り。需要者の注意や先行意匠との関係等を総合する。

イ解説：誤り。意匠全体として総合判断する。

ウ解説：正しい。類否判断では形態上の各特徴の重要度を相対的に評価する。

エ解説：誤り。需要者の視点から客観的に評価する。

総合解説：答案では『需要者がどこを見るか』『その特徴はありふれているか』を具体的事実に当てはめる。

出題基準：2026-09-05

Q044

条文・類否・利用関係の適用 | 基礎

二つの部分意匠で、保護対象部分の形態は似ているが、物品全体における位置が大きく異なる。類否判断として最も適切なのはどれか。

ア．形態が似ていれば位置がどれほど違ってても必ず類似である。

イ．位置だけが同じなら形態が全く違ってても必ず類似である。

ウ．部分意匠には類否判断が存在しない。

エ．形態だけでなく、保護対象部分の用途・機能、位置、大きさ、範囲も考慮して総合判断する。

答え・解説

正答：エ．形態だけでなく、保護対象部分の用途・機能、位置、大きさ、範囲も考慮して総合判断する。

ア解説：誤り。位置等も判断要素となる。

イ解説：誤り。形態も重要な判断要素。

ウ解説：誤り。新規性・権利範囲で類否を判断する。

エ解説：正しい。部分意匠では部分の位置等も美感に影響する。

総合解説：部分意匠は『どの部分を、どこに、どの程度の大きさで設けたか』を含めて評価する。

出題基準：2026-09-05

Q045 条文・類否・利用関係の適用 | 標準

画像を含む二つの意匠の類否について最も適切な説明はどれか。

ア．画像の用途・機能を含む意匠全体の用途・機能を認定し、画像の形状等の共通点・差異点を需要者の美感の観点から判断する。

イ．画像は物品から離れているため類否判断の対象にならない。

ウ．画像の色数だけで類否が決まる。

エ．画像のプログラムコードが同じかだけを判断する。

答え・解説

正答：ア．画像の用途・機能を含む意匠全体の用途・機能を認定し、画像の形状等の共通点・差異点を需要者の美感の観点から判断する。

ア解説：正しい。画像意匠にも意匠の類否判断の基本枠組みが適用される。

イ解説：誤り。現行法では画像意匠も保護対象。

ウ解説：誤り。用途・機能と形態全体を評価する。

エ解説：誤り。意匠法は視覚的なデザインを保護する。

総合解説：画像意匠では使用目的・状態を踏まえた用途・機能認定が重要である。

出題基準：2026-09-05

Q046 条文・類否・利用関係の適用 | 応用

後願意匠Bを実施すると、先願登録意匠Aの特徴をそのまま包含し、Aを実施せずにはBを実施できない関係にある。最も適切な説明はどれか。

ア．Bが登録されている以上Aとの関係は一切問題にならない。

イ．BがAを利用する関係に該当すれば、Bの意匠権者でもAの権利との調整なしに業としてBを実施できない場合がある。

ウ．利用関係があるとBの登録は自動的に無効となる。

エ．利用関係はAとBが同一人の場合にしか成立しない。

答え・解説

正答：イ．BがAを利用する関係に該当すれば、Bの意匠権者でもAの権利との調整なしに業としてBを実施できない場合がある。

ア解説：誤り。登録と実施自由は別問題。

イ解説：正しい。26条は後願権者自身の実施を先行権利との関係で制限する。

ウ解説：誤り。26条は主として実施制限の規定である。

エ解説：誤り。他人の先行権利との関係を規律する。

総合解説：意匠権が成立していても、他人の先願意匠等を利用する場合は26条の実施制限が働き得る。

出題基準：2026-09-05

Q047

条文・類否・利用関係の適用 | 基礎

意匠法26条1項で利用関係の対象となる他人の登録意匠について、原則として重要な先後関係はどれか。

- ア．自己の登録意匠より後に初めて出願された意匠だけ。
- イ．出願時期は一切関係しない。
- ウ．自己の登録意匠の出願日前の出願に係る他人の登録意匠であること。
- エ．外国で出願された未指定の権利だけ。

答え・解説

正答：ウ．自己の登録意匠の出願日前の出願に係る他人の登録意匠であること。
ア解説：誤り。条文は自己出願日前の出願に係る他人の権利を対象とする。
イ解説：誤り。先後関係は条文上明示される。
ウ解説：正しい。26条は先行する他人の出願に基づく権利との調整を図る。
エ解説：誤り。日本の権利関係として26条を適用する。
総合解説：利用・抵触論では、各権利の出願日・発生日を必ず時系列表に落とす。
出題基準：2026-09-05

Q048

条文・類否・利用関係の適用 | 標準

登録意匠の一部が、先に出願された他人の登録商標の権利範囲と抵触する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．意匠登録があるので商標権の効力は当然に排除される。
- イ．意匠法は他法の権利との抵触を一切規定していない。
- ウ．商標権との抵触は刑事罰の量刑だけに影響する。
- エ．26条により、当該意匠権のうち抵触する部分について、業として登録意匠を実施できない場合がある。

答え・解説

正答：エ．26条により、当該意匠権のうち抵触する部分について、業として登録意匠を実施できない場合がある。
ア解説：誤り。先行商標権との抵触調整が必要。
イ解説：誤り。26条に明文がある。
ウ解説：誤り。実施可否に関係する。
エ解説：正しい。26条は特許権・実用新案権・商標権・先に生じた著作権との抵触も定める。
総合解説：複数の知的財産権が同一製品に重なる場合、権利の先後と利用・抵触を整理する。
出題基準：2026-09-05

Q049 条文・類否・利用関係の適用 | 標準

基礎意匠と複数の関連意匠について専用実施権を設定する場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア．基礎意匠及び全ての関連意匠について、同一の者に対して同時に設定する必要がある。

イ．各関連意匠を全く無関係な者へ自由に別々設定できる。

ウ．関連意匠には専用実施権を一切設定できない。

エ．基礎意匠だけ設定すれば関連意匠にも自動的に別人の専用実施権が生じる。

答え・解説

正答：ア．基礎意匠及び全ての関連意匠について、同一の者に対して同時に設定する必要がある。

ア解説：正しい。関連意匠群の権利分離を防ぐ趣旨で制限されている。

イ解説：誤り。権利の一体性維持のため制約がある。

ウ解説：誤り。一定条件で設定可能。

エ解説：誤り。同一人への同時設定が原則。

総合解説：関連意匠制度では登録要件だけでなく、移転・専用実施権等の権利処分にも一体性確保の制約がある。

出題基準：2026-09-05

Q050 条文・類否・利用関係の適用 | 応用

意匠AとBが物品を異にし意匠として非類似であっても、BがAを構成要素として取り込む関係がある場合の整理として最も適切なものはどれか。

ア．非類似なら利用関係は法律上絶対に成立しない。

イ．類似性の問題と26条の利用関係は別論点であり、非類似でも利用関係が成立する可能性を検討する。

ウ．類似であれば必ず利用関係でもある。

エ．利用関係は新規性判断と同じ概念である。

答え・解説

正答：イ．類似性の問題と26条の利用関係は別論点であり、非類似でも利用関係が成立する可能性を検討する。

ア解説：誤り。非類似でも利用関係が問題となり得る。

イ解説：正しい。利用は権利範囲の類似性とは異なる調整概念である。

ウ解説：誤り。類似と利用は異なる概念。

エ解説：誤り。登録要件の類似判断とは区別される。

総合解説：答案では『権利範囲として類似か』と『先行権利を利用しているか』を別見出しで論じると明確になる。

出題基準：2026-09-05

Q051 答案構成・事例分析 | 基礎

意匠の類否を論述する答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．結論だけ『似ている』と書く。

イ．創作者の好みだけを詳述する。

ウ．判断主体を示し、物品等の用途・機能、形態の共通点・差異点、各点の評価、全体美感の順に論じる。

エ．価格差だけで類否を決める。

答え・解説

正答：ウ．判断主体を示し、物品等の用途・機能、形態の共通点・差異点、各点の評価、全体美感の順に論じる。

ア解説：誤り。評価過程が示されない。

イ解説：誤り。需要者の美感が基準である。

ウ解説：正しい。審査基準・24条2項に沿った構成である。

エ解説：誤り。意匠の用途・機能と形態が中心。

総合解説：類否答案では比較表を作り、共通点・差異点の影響を需要者の視点で評価すると書きやすい。

出題基準：2026-09-05

Q052 答案構成・事例分析 | 標準

図面付き意匠事例で、答案作成前に行うべき作業として最も適切なのはどれか。

ア．図面は見ずに物品名だけで結論を出す。

イ．一方向の図だけ見て他の図面を無視する。

ウ．差異点だけを探し共通点は記録しない。

エ．正面・側面・平面等から基本的構成態様と具体的態様を把握し、共通点・差異点を箇条書きにする。

答え・解説

正答：エ．正面・側面・平面等から基本的構成態様と具体的態様を把握し、共通点・差異点を箇条書きにする。

ア解説：誤り。形態比較が不可欠である。

イ解説：誤り。立体的な形態把握には複数図が重要。

ウ解説：誤り。双方を総合評価する。

エ解説：正しい。視覚的事実を先に客観化すると類否評価が安定する。

総合解説：意匠論文では図面から事実を拾う作業が法的評価の前提になる。

出題基準：2026-09-05

Q053 答案構成・事例分析 | 標準

基礎意匠A、関連意匠B、さらにBにのみ類似するCの出願が時期をずらして行われた。答案準備として最も適切なのはどれか。

ア．各出願日と公報発行等を時系列化し、基礎意匠・関連意匠の連鎖的關係と法定期間を確認する。

イ．A・B・Cを同時出願と仮定して考える。

ウ．Bにのみ類似するCは常に登録不能と決めつける。

エ．出願日は答案に書かなくてよい。

答え・解説

正答：ア．各出願日と公報発行等を時系列化し、基礎意匠・関連意匠の連鎖的關係と法定期間を確認する。

ア解説：正しい。関連意匠制度は出願時期と類似關係の整理が重要である。

イ解説：誤り。実際の時系列が要件に影響する。

ウ解説：誤り。現行関連意匠制度では連鎖的な関連意匠も一定条件で保護され得る。

エ解説：誤り。期間・先後關係の判断に不可欠。

総合解説：関連意匠は制度改正で保護範圍が広がっているため、古い知識で一律判断しない。

出題基準：2026-09-05

Q054 答案構成・事例分析 | 基礎

先行意匠権Aと後願登録意匠Bがあり、第三者CがBを実施している。A権利者の請求を論じる際の答案構成として最も適切なのはどれか。

ア．Bが登録されているのでA侵害は絶対に否定される。

イ．まずCの実施意匠がAの登録意匠又は類似意匠の範圍に属するかを検討し、必要に応じBとAの利用關係も整理する。

ウ．利用關係だけ見ればCの実施態様は検討不要である。

エ．AとBの出願順は一切關係しない。

答え・解説

正答：イ．まずCの実施意匠がAの登録意匠又は類似意匠の範圍に属するかを検討し、必要に応じBとAの利用關係も整理する。

ア解説：誤り。後願登録は先行權利侵害を正当化しない。

イ解説：正しい。權利範圍侵害と權利間の利用關係を分けて論じる。

ウ解説：誤り。Cの行為がAの權利範圍に入るかが必要。

エ解説：誤り。利用關係では先後關係が重要。

総合解説：複數權利が絡む答案では『誰が誰に何を請求するか』を主語ごとに分ける。

出題基準：2026-09-05

Q055 答案構成・事例分析 | 標準

部分意匠の侵害答案で、破線等で示された非登録部分の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．非登録部分も登録部分と同じ強さで直接保護される。

イ．非登録部分は位置認定にも一切使ってはならない。

ウ．非登録部分そのものを権利範囲として直接比較するのではなく、登録部分の位置・大きさ・範囲を認定するために全体との関係を考慮する。

エ．破線があると部分意匠は無効である。

答え・解説

正答：ウ．非登録部分そのものを権利範囲として直接比較するのではなく、登録部分の位置・大きさ・範囲を認定するために全体との関係を考慮する。

ア解説：誤り。保護対象は意匠登録を受けた部分。

イ解説：誤り。全体における位置等を把握するために参照する。

ウ解説：正しい。部分意匠では登録部分が中心だが、物品全体の中での位置関係も重要である。

エ解説：誤り。図面表現として用いられる。

総合解説：答案では保護対象部分を明示してから、全体における位置・範囲を比較する。

出題基準：2026-09-05

Q056 答案構成・事例分析 | 応用

意匠権侵害が成立する事例で、答案の救済部分として最も適切な構成はどれか。

ア．侵害が成立すれば救済は一つしかない。

イ．損害賠償だけを書けば差止めも当然に含まれる。

ウ．救済は刑事罰だけである。

エ．差止め、侵害物の廃棄等、損害賠償などをそれぞれの根拠・要件に分けて論じる。

答え・解説

正答：エ．差止め、侵害物の廃棄等、損害賠償などをそれぞれの根拠・要件に分けて論じる。

ア解説：誤り。複数の民事救済があり得る。

イ解説：誤り。請求の法的性質が異なる。

ウ解説：誤り。民事救済が中心的に存在する。

エ解説：正しい。侵害成立後も救済ごとに要件が異なる。

総合解説：結論では『誰が誰に、何を、どの条文で請求できるか』まで具体化する。

出題基準：2026-09-05

Q057 答案構成・事例分析 | 基礎

複数の先行意匠が存在する新規性・類否問題で答案を説得的にする方法として最も適切なものはどれか。

ア．本願意匠との用途・機能や形態上の近接性を踏まえ、比較対象として重要な先行意匠を選び、その理由を示す。

イ．最も古い意匠だけを必ず選ぶ。

ウ．先行意匠を一切特定せず類似と書く。

エ．出願人に有利な先行意匠だけを恣意的に選ぶ。

答え・解説

正答：ア．本願意匠との用途・機能や形態上の近接性を踏まえ、比較対象として重要な先行意匠を選び、その理由を示す。

ア解説：正しい。比較対象の選定根拠を示すと判断過程が明確になる。

イ解説：誤り。古さだけでは比較価値は決まらない。

ウ解説：誤り。比較対象が不明確になる。

エ解説：誤り。客観的に関連性の高い先行意匠を検討する。

総合解説：類否・創作非容易性では、どの先行意匠を何のために用いるかを明確にする。

出題基準：2026-09-05

Q058 答案構成・事例分析 | 標準

創作非容易性を論述する際の答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．需要者が混同するかどうかを論じる。

イ．出願前に公知等となった形状等・画像を認定し、当業者がそれらに基づいて当該意匠を容易に創作できたかを具体的な創作手法・着想から評価する。

ウ．先行意匠と非類似なら創作非容易性を当然に肯定する。

エ．出願人が苦労した時間だけで決める。

答え・解説

正答：イ．出願前に公知等となった形状等・画像を認定し、当業者がそれらに基づいて当該意匠を容易に創作できたかを具体的な創作手法・着想から評価する。

ア解説：誤り。それは類否の観点に近い。

イ解説：正しい。3条2項の判断枠組みに沿う。

ウ解説：誤り。非類似でも容易創作の場合がある。

エ解説：誤り。客観的な当業者基準で判断する。

総合解説：創作非容易性では、置換・寄せ集め・配置変更等が当業者にとってありふれた手法かを具体的に論じる。

出題基準：2026-09-05

Q059 答案構成・事例分析 | 標準

ハーグ国際登録を利用した日本指定案件の答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．WIPOの国際登録だけを書き、日本法の登録要件は検討しない。

イ．国内審査だけを書き国際公表等の基準時を無視する。

ウ．国際段階の出願・登録・公表と、日本指定後の国内法上の拒絶・保護効果を別の段落で整理する。

エ．ハーグをPCTと同じ特許制度として論じる。

答え・解説

正答：ウ．国際段階の出願・登録・公表と、日本指定後の国内法上の拒絶・保護効果を別の段落で整理する。

ア解説：誤り。日本での保護には国内法上の要件が関係する。

イ解説：誤り。指定国拒絶期間等の国際手続も重要。

ウ解説：正しい。国際手続と国内実体法審査を区分すると論理が明確になる。

エ解説：誤り。意匠の国際登録制度である。

総合解説：国際意匠問題では手続段階を分けることで、期限や効果の混同を避ける。

出題基準：2026-09-05

Q060 答案構成・事例分析 | 応用

自己の登録意匠Bが先行他人意匠Aを利用する事例で、答案の最終結論として最も適切な書き方はどれか。

ア．Bが登録されているので実施自由も当然に認められるとだけ書く。

イ．Aが先願ならBの登録は必ず自動無効と書く。

ウ．結論では条文を示さなくてよい。

エ．Bの意匠権が有効に存在することと、26条によりAとの関係でBを業として実施できるかを分けて結論付ける。

答え・解説

正答：エ．Bの意匠権が有効に存在することと、26条によりAとの関係でBを業として実施できるかを分けて結論付ける。

ア解説：誤り。26条の制限を落としている。

イ解説：誤り。利用関係は登録無効とは別の問題。

ウ解説：誤り。26条の効果を明示する方が明確である。

エ解説：正しい。権利の成立と実施自由は別問題である。

総合解説：意匠法の利用関係は『権利はあるが実施できない』場面を理解できるかが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q061 論点抽出 | 基礎

商標法の事例問題で、最初の論点整理として最も適切なものはどれか。

ア．対象標章、指定商品・役務、使用態様、出願・登録・使用開始の時系列、当事者関係を整理して各条文論点へ対応させる。

イ．標章の文字列だけを見て全ての結論を出す。

ウ．登録番号だけを答案に書けば足りる。

エ．時系列は商標法では一切意味を持たない。

答え・解説

正答：ア．対象標章、指定商品・役務、使用態様、出願・登録・使用開始の時系列、当事者関係を整理して各条文論点へ対応させる。

ア解説：正しい。商標は標章だけでなく商品・役務と使用態様の組合せで法的評価が変わる。

イ解説：誤り。商品・役務や使用態様の検討が必要である。

ウ解説：誤り。権利範囲・不登録事由・使用等の分析が必要である。

エ解説：誤り。先願、除斥期間、取消審判等で重要となる。

総合解説：商標論文では『誰が・どの標章を・どの商品役務について・どのように使ったか』を最初に表にすると論点抽出が安定する。

出題基準：2026-09-05

Q062 論点抽出 | 標準

出願商標が商品の品質を直接表示する語であり、さらに他人の先行登録商標とも類似する可能性がある。論点整理として最も適切なものはどれか。

ア．4条だけを検討すれば3条は不要である。

イ．3条の自他商品・役務識別力の問題と、4条の公益的・私益的不登録事由を分けて検討する。

ウ．3条と4条は完全に同じ規定なので一括処理する。

エ．品質表示語は商標法上必ず著名商標になる。

答え・解説

正答：イ．3条の自他商品・役務識別力の問題と、4条の公益的・私益的不登録事由を分けて検討する。

ア解説：誤り。両方に該当する可能性がある。

イ解説：正しい。3条と4条は規定趣旨・要件が異なる。

ウ解説：誤り。判断枠組みが異なる。

エ解説：誤り。識別力欠如と著名性は別概念。

総合解説：登録要件問題では、まず3条で識別力を、次に4条で他人の権利・公益等との関係を整理する。

出題基準：2026-09-05

Q063

論点抽出 | 標準

先行登録商標が存在する事例で、4条1項11号の検討事項として最も適切なものはどれか。

ア．商標が類似すれば商品・役務が全く異なっても必ず11号に該当する。

イ．商品・役務が類似すれば商標が全く異なっても必ず11号に該当する。

ウ．商標同士が同一又は類似か、かつ指定商品・役務同士が同一又は類似かをそれぞれ検討する。

エ．11号では先行登録商標の存在は不要である。

答え・解説

正答：ウ．商標同士が同一又は類似か、かつ指定商品・役務同士が同一又は類似かをそれぞれ検討する。

ア解説：誤り。11号は商品・役務の同一・類似も要件。

イ解説：誤り。商標の同一・類似も必要。

ウ解説：正しい。商標の類似だけでなく商品・役務の類似も必要である。

エ解説：誤り。先願に係る他人の登録商標との関係を規律する。

総合解説：11号は『商標の類否×商品役務の類否』という二軸で整理する。

出題基準：2026-09-05

Q064

論点抽出 | 基礎

他人の著名ブランドと一部共通する商標を、非類似商品に使用する出願事例で、中心的に検討すべき規定はどれか。

ア．商品が非類似なら4条上の問題は絶対に生じない。

イ．15号は出願人本人の氏名だけを保護する規定である。

ウ．15号は商標権侵害の損害額だけを定める。

エ．4条1項15号の他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれ。

答え・解説

正答：エ．4条1項15号の他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれ。

ア解説：誤り。15号等が問題となり得る。

イ解説：誤り。他人の業務との混同防止を目的とする。

ウ解説：誤り。登録阻却事由である。

エ解説：正しい。商品・役務が非類似でも広義の混同のおそれがあれば15号が問題となり得る。

総合解説：著名商標が絡む事例では11号の類似範囲を超えて15号・19号等も拾う。

出題基準：2026-09-05

Q065 論点抽出 | 標準

先行登録商標と類似する出願商標について、先行権利者が登録に同意している。2026年の答案で検討すべき制度として最も適切なのはどれか。

ア．4条4項のコンセント制度により、同意に加えて両商標の使用により混同を生ずるおそれがないかを検討する。

イ．先行権利者の同意書があれば混同の有無を問わず必ず登録される。

ウ．日本にはコンセント制度が存在しない。

エ．コンセント制度は著作権の譲渡制度である。

答え・解説

正答：ア．4条4項のコンセント制度により、同意に加えて両商標の使用により混同を生ずるおそれがないかを検討する。

ア解説：正しい。単なる同意だけで自動登録される制度ではない。

イ解説：誤り。4条4項は混同を生ずるおそれがないことも要件。

ウ解説：誤り。2024年4月1日施行で導入されている。

エ解説：誤り。商標法4条4項の登録例外制度である。

総合解説：2026年改訂第17版では、支配関係等がある場合の混同判断がさらに明確化されている。

出題基準：2026-09-05

Q066 論点抽出 | 応用

第三者Bが登録商標と同一の標章をウェブ広告に表示しているが、その表示がBの商品・役務との関係で商標的に用いられているか争いがある。最初に検討すべき論点はどれか。

ア．標章が画面に表示されれば目的・態様を問わず必ず侵害となる。

イ．商標法2条3項の「使用」に該当するか、さらに商標権の効力範囲に入る使用かを検討する。

ウ．商標権侵害では使用行為の有無は問題にならない。

エ．広告への表示は商標法上絶対に使用に該当しない。

答え・解説

正答：イ．商標法2条3項の「使用」に該当するか、さらに商標権の効力範囲に入る使用かを検討する。

ア解説：誤り。法定使用該当性や権利効力を検討する。

イ解説：正しい。侵害には原則として法定の商標使用行為が必要となる。

ウ解説：誤り。使用が中心要件である。

エ解説：誤り。広告等への標章付与・情報提供も法定使用に含まれ得る。

総合解説：侵害論では『標章の同一類似』の前後に、具体的行為が2条3項の使用かを落とさない。

出題基準：2026-09-05

Q067 論点抽出 | 基礎

登録商標と同じ語を第三者が商品の普通名称・品質表示として普通に用いている。侵害事例で検討すべき規定はどれか。

ア．登録商標と同一なら26条を検討せず必ず侵害となる。

イ．26条は登録要件だけを定める規定である。

ウ．商標法26条の商標権の効力が及ばない範囲を検討する。

エ．普通名称は使用態様を問わず必ず侵害となる。

答え・解説

正答：ウ．商標法26条の商標権の効力が及ばない範囲を検討する。

ア解説：誤り。26条の制限があり得る。

イ解説：誤り。権利効力の制限規定である。

ウ解説：正しい。自己の氏名・普通名称・品質等の記述的表示など一定の使用には権利効力が及ばない。

エ解説：誤り。普通に用いられる方法での使用等が制限対象となる。

総合解説：商標侵害答案では、権利範囲に入った後も26条の効力制限を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q068 論点抽出 | 標準

登録商標が長期間使われておらず、第三者が取消しを求めたい事例で中心となる制度はどれか。

ア．登録後1か月使わなければ自動的に消滅する。

イ．使用していなくても取消制度は一切存在しない。

ウ．不使用取消は特許法の制度である。

エ．商標法50条の不使用による商標登録取消審判。

答え・解説

正答：エ．商標法50条の不使用による商標登録取消審判。

ア解説：誤り。取消審判と3年以上の継続不使用が必要。

イ解説：誤り。50条がある。法定要件を個別に検討する必要がある。

ウ解説：誤り。商標法独自の重要制度である。

エ解説：正しい。継続して3年以上、日本国内で指定商品・役務について使用されていない場合が中心要件となる。

総合解説：不使用取消では、請求登録前3年以内の日本国内での使用、使用者、指定商品・役務との関係を整理する。

出題基準：2026-09-05

Q069 論点抽出 | 標準

商標権者が登録商標に類似する商標を故意に変更して使用し、他人の商品と混同を生じさせている。検討すべき制度として最も適切なのはどれか。

ア．商標法51条の商標権者による不正使用取消しを検討する。

イ．50条の不使用取消しだけを検討する。

ウ．使用していれば取消しは絶対にない。

エ．51条は特許権の延長制度である。

答え・解説

正答：ア．商標法51条の商標権者による不正使用取消しを検討する。

ア解説：正しい。類似範囲での不正使用により品質誤認・混同を生じさせる場合の取消制度である。

イ解説：誤り。使用している事案なので不正使用取消しが中心となる。

ウ解説：誤り。不正使用を理由とする取消しがある。

エ解説：誤り。商標登録取消しの制度である。

総合解説：商標取消制度では『使っていない＝50条』『権利者が不正に使う＝51条』『使用者の不正使用＝53条』を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q070 論点抽出 | 応用

マドリッド協定議定書による国際登録で日本を指定した商標について拒絶理由が通知された。論点整理として最も適切なのはどれか。

ア．国際登録されれば日本では4条の審査を受けない。

イ．WIPOの国際登録手続と、日本指定について日本商標法に基づく審査・拒絶を分けて検討する。

ウ．日本指定があると日本商標法は適用されない。

エ．マドリッド制度は意匠だけの制度である。

答え・解説

正答：イ．WIPOの国際登録手続と、日本指定について日本商標法に基づく審査・拒絶を分けて検討する。

ア解説：誤り。日本特許庁の審査がある。

イ解説：正しい。国際登録があっても指定国日本で国内法上の保護要件を満たす必要がある。

ウ解説：誤り。国内効果は日本法に基づく。

エ解説：誤り。商標の国際登録制度である。

総合解説：国際商標問題では『国際段階』と『指定国段階』を切り分けて論じる。

出題基準：2026-09-05

Q071

条文・類否・使用の適用 | 基礎

商標法4条1項11号における商標の類否判断として最も適切なものはどれか。

ア．外観だけが一致すれば必ず類似である。

イ．称呼が一音違えば必ず非類似である。

ウ．外観・称呼・観念を総合的に考察し、需要者の通常有する注意力を基準として取引の実情も踏まえて判断する。

エ．商標権者本人の主観だけで類否を決める。

答え・解説

正答：ウ．外観・称呼・観念を総合的に考察し、需要者の通常有する注意力を基準として取引の実情も踏まえて判断する。

ア解説：誤り。称呼・観念等も総合する。

イ解説：誤り。音数・語調・語感等を含め総合判断する。

ウ解説：正しい。JPO商標審査基準の基本的枠組みである。

エ解説：誤り。需要者の観点から客観的に判断する。

総合解説：類否答案では外観・称呼・観念を機械的に三分するだけでなく、需要者への全体的印象を結論に結び付ける。

出題基準：2026-09-05

Q072

条文・類否・使用の適用 | 標準

指定商品・役務の類否判断について最も適切な説明はどれか。

ア．同じ区分なら全て必ず類似である。

イ．異なる区分なら絶対に非類似である。

ウ．類似群コードは商標審査で一切使われない。

エ．国際分類の区分が同じかどうかだけでなく、同一営業主による製造・販売・提供と誤認されるおそれ等を考慮し、類似商品・役務審査基準等を用いて判断する。

答え・解説

正答：エ．国際分類の区分が同じかどうかだけでなく、同一営業主による製造・販売・提供と誤認されるおそれ等を考慮し、類似商品・役務審査基準等を用いて判断する。

ア解説：誤り。同一区分内でも非類似商品・役務があり得る。

イ解説：誤り。区分をまたいで類似と扱われる場合がある。

ウ解説：誤り。JPO審査で類否推定の重要な基準となる。

エ解説：正しい。区分は分類上の整理であり、類似関係を直接決めるものではない。

総合解説：答案では『区分＝類似ではない』と明確にし、生産・販売部門、用途、需要者等の取引実情を検討する。

出題基準：2026-09-05

Q073

条文・類否・使用の適用 | 標準

文字部分Xと図形部分Yからなる結合商標について先行商標Xとの類否が問題となる。最も適切な考え方はどれか。

ア．原則として商標全体を観察しつつ、構成中の一部が取引者・需要者に強く支配的な印象を与える等の事情があれば、その部分を要部として比較することがある。

イ．結合商標は必ず全構成を分離して個別比較する。

ウ．図形を含むと文字部分は一切考慮しない。

エ．一文字でも共通すれば必ず類似である。

答え・解説

正答：ア．原則として商標全体を観察しつつ、構成中の一部が取引者・需要者に強く支配的な印象を与える等の事情があれば、その部分を要部として比較することがある。

ア解説：正しい。結合商標の分離観察は無条件ではない。

イ解説：誤り。一体観察が原則で、分離は事情に応じる。

ウ解説：誤り。構成全体と識別力の強い部分を評価する。

エ解説：誤り。全体的印象を総合判断する。

総合解説：結合商標答案では、なぜ一部を抽出して比較できるのかという理由付けが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q074

条文・類否・使用の適用 | 基礎

事業者Aが商品販売サイト上の広告に標章Xを付し、インターネットを通じてその広告情報を提供している。商標法上の評価として最も適切なのはどれか。

ア．有体物に印刷していないため商標使用には絶対にならない。

イ．商品・役務に関する広告等に標章を付して電磁的方法により提供する行為は、2条3項の「使用」に該当し得る。

ウ．ウェブ上の表示は著作権法だけの問題で商標法は適用されない。

エ．広告への標章使用は登録商標と同一でも常に自由である。

答え・解説

正答：イ．商品・役務に関する広告等に標章を付して電磁的方法により提供する行為は、2条3項の「使用」に該当し得る。

ア解説：誤り。電磁的方法による提供も使用に含まれる。

イ解説：正しい。現行法はオンライン広告等も商標使用として明示的に扱う。

ウ解説：誤り。商標の使用であれば商標法も問題となる。

エ解説：誤り。権利範囲に入れば侵害が問題となる。

総合解説：デジタル利用では『画面表示だから使用でない』という古い理解を避ける。

出題基準：2026-09-05

Q075

条文・類否・使用の適用 | 標準

不使用取消審判を免れるための「使用」を検討する際の答案として最も適切なのはどれか。

ア．登録証を保管しているだけで使用となる。

イ．外国で一度使用すれば日本国内の不使用取消しを必ず免れる。

ウ．登録商標又は社会通念上同一と認められる商標が、指定商品・役務について、日本国内で業として使用されたかを具体的に検討する。

エ．指定商品と無関係の商品に使えば必ず取消しを免れる。

答え・解説

正答：ウ．登録商標又は社会通念上同一と認められる商標が、指定商品・役務について、日本国内で業として使用されたかを具体的に検討する。

ア解説：誤り。商標法上の使用行為が必要。

イ解説：誤り。50条では日本国内での使用が問題となる。

ウ解説：正しい。形式的な標章の存在だけでなく、法定使用と指定商品・役務との関係が重要である。

エ解説：誤り。指定商品・役務との対応が必要である。

総合解説：不使用取消答案では『誰が』『いつ』『日本のどこで』『どの商標を』『どの商品役務に』『どう使用したか』を証拠事実に当てはめる。

出題基準：2026-09-05

Q076

条文・類否・使用の適用 | 応用

不使用取消審判で、登録商標が平仮名表記、実際の使用商標が同一称呼・観念を生じる片仮名表記である場合の考え方として最も適切なのはどれか。

ア．文字が一字でも違えば法律上必ず不使用となる。

イ．使用商標が登録商標より少し違えば無条件に同一と扱う。

ウ．社会通念上同一は侵害事件だけの概念で取消審判には関係しない。

エ．書体・平仮名・片仮名・ローマ字等の変更で同一の称呼・観念を生ずるなど、社会通念上同一と認められる範囲かを検討する。

答え・解説

正答：エ．書体・平仮名・片仮名・ローマ字等の変更で同一の称呼・観念を生ずるなど、社会通念上同一と認められる範囲かを検討する。

ア解説：誤り。社会通念上同一の範囲が認められる。

イ解説：誤り。同一性の限界を具体的に判断する。

ウ解説：誤り。50条の使用判断で重要である。

エ解説：正しい。50条は登録商標と完全同一の表示だけに使用を限定していない。

総合解説：取消しの使用立証では、登録商標と使用商標の同一性を形式的ではなく社会通念上評価する。

出題基準：2026-09-05

Q077

条文・類否・使用の適用 | 基礎

先行商標権者が出願商標の登録に同意している場合、2026年の4条4項適用として最も適切なものはどれか。

ア．同意の存在に加え、両商標の使用により商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがないことを具体的事情から判断する。

イ．同意があれば混同のおそれが高くても必ず登録する。

ウ．同意は一切考慮されない。

エ．4条4項を適用すると先行商標権が消滅する。

答え・解説

正答：ア．同意の存在に加え、両商標の使用により商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがないことを具体的事情から判断する。

ア解説：正しい。コンセント制度は混同防止を維持した上で併存登録を認める制度である。

イ解説：誤り。混同不存在も要件。

ウ解説：誤り。4条4項が制度化されている。

エ解説：誤り。先行権利は存続したまま併存登録が問題となる。

総合解説：答案では同意書の存在だけで終わらず、商標・商品役務・使用態様・支配関係等から混同可能性を論じる。

出題基準：2026-09-05

Q078

条文・類否・使用の適用 | 標準

登録商標Aと類似する標章Bを、登録指定商品と類似する商品について第三者が使用している。最も適切な整理はどれか。

ア．登録商標と完全同一でないため商標権侵害には絶対にならない。

イ．商標権の禁止権の範囲として37条1号等による侵害とみなす行為が問題となり、26条等の制限も確認する。

ウ．37条は登録要件だけを定める。

エ．商品が類似していても標章の類否は検討しない。

答え・解説

正答：イ．商標権の禁止権の範囲として37条1号等による侵害とみなす行為が問題となり、26条等の制限も確認する。

ア解説：誤り。類似範囲も禁止権の対象となり得る。

イ解説：正しい。専用権の同一範囲を超えて、類似商標×類似商品等の禁止権が及ぶ。

ウ解説：誤り。侵害とみなす行為を規定する。

エ解説：誤り。双方の類似関係が必要。

総合解説：侵害答案では『専用権の範囲か』『禁止権の類似範囲か』を分けると権利範囲を正確に示せる。

出題基準：2026-09-05

Q079

条文・類否・使用の適用 | 標準

商標権者の出願前から、第三者Bが不正競争の目的なく同一又は類似商標を使用し、その使用商標が需要者の間に広く認識されていた。Bの抗弁として最も適切なのはどれか。

- ア．先に一度使っただけで周知性を問わず必ず先使用权が成立する。
- イ．先使用权は特許法だけにあり商標法にはない。
- ウ．商標法32条の先使用による商標の使用をする権利を検討する。
- エ．先使用权が成立すると商標権そのものがBへ移転する。

答え・解説

正答：ウ．商標法32条の先使用による商標の使用をする権利を検討する。
ア解説：誤り。商標法32条では周知性が重要要件。
イ解説：誤り。商標法32条にも規定がある。
ウ解説：正しい。出願前使用・周知性・不正競争目的なし等の要件がある。
エ解説：誤り。Bに一定範囲の使用権が認められる制度である。
総合解説：商標の先使用权は特許の先使用权と要件が異なるため、周知性を忘れない。
出題基準：2026-09-05

Q080

条文・類否・使用の適用 | 応用

先行商標と出願商標が4条1項11号上は非類似と評価される場合でも、先行商標が著名で出所混同のおそれが高い。最も適切な説明はどれか。

- ア．11号で非類似なら4条の他の号は一切検討できない。
- イ．15号は商標が完全同一の場合にしか適用されない。
- ウ．混同のおそれは登録後の損害額だけの問題である。
- エ．11号非該当でも、4条1項15号の混同を生ずるおそれを別途検討する。

答え・解説

正答：エ．11号非該当でも、4条1項15号の混同を生ずるおそれを別途検討する。
ア解説：誤り。各不登録事由は別個に適用される。
イ解説：誤り。著名性や関連性等から混同のおそれを判断する。
ウ解説：誤り。15号は登録阻却事由である。
エ解説：正しい。11号の商標・商品役務類似と15号の混同防止は別の規定である。
総合解説：論文では『類似』と『混同』を同義に扱わず、それぞれの条文趣旨に沿って論じる。
出題基準：2026-09-05

Q081 答案構成・事例分析 | 基礎

商標AとBの類否が中心争点の答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．需要者・取引実情を踏まえ、外観・称呼・観念をそれぞれ評価し、それらが取引者・需要者に与える印象・記憶・連想を総合して結論を示す。

イ．称呼だけを比べて他の要素を書かない。

ウ．文字数だけで類否を決める。

エ．権利者の主観的な好みを中心に論じる。

答え・解説

正答：ア．需要者・取引実情を踏まえ、外観・称呼・観念をそれぞれ評価し、それらが取引者・需要者に与える印象・記憶・連想を総合して結論を示す。

ア解説：正しい。商標審査基準に沿った総合観察である。

イ解説：誤り。外観・称呼・観念を総合する。

ウ解説：誤り。取引上の印象を総合評価する。

エ解説：誤り。需要者の通常の注意力が基準。

総合解説：類否答案では各要素の評価を最後に総合し、どの要素が取引上強く作用するかまで示すと説得的になる。

出題基準：2026-09-05

Q082 答案構成・事例分析 | 標準

類似群コードが異なる二つの商品について、実際の生産部門・販売部門・用途・需要者が大きく重なるという事例の答案として最も適切なのはどれか。

ア．類似群コードが異なれば反対事情を一切検討できない。

イ．類似群コードは審査上の推定として参照しつつ、取引の実情に基づく商品類否の判断要素を具体的に検討する。

ウ．商品名が違えば必ず非類似である。

エ．区分番号だけを書けば答案として十分である。

答え・解説

正答：イ．類似群コードは審査上の推定として参照しつつ、取引の実情に基づく商品類否の判断要素を具体的に検討する。

ア解説：誤り。取引の実情が問題となり得る。

イ解説：正しい。コードだけで最終的類否が絶対に決まるわけではない。

ウ解説：誤り。実質的な取引関係を評価する。

エ解説：誤り。区分は類似関係そのものを定めない。

総合解説：商品・役務類否では、審査基準上の推定と具体的取引実情を区別して書く。

出題基準：2026-09-05

Q083 答案構成・事例分析 | 標準

商標権侵害の答案構成として最も適切な順序はどれか。

ア．損害賠償額→使用の有無→登録商標の順。

イ．標章が似ているかだけで終了する。

ウ．被告行為が2条3項の使用か→標章・商品役務が専用権又は禁止権の範囲か→26条等の効力制限・抗弁→救済、の順に検討する。

エ．26条だけを最初書き、被告行為は検討しない。

答え・解説

正答：ウ．被告行為が2条3項の使用か→標章・商品役務が専用権又は禁止権の範囲か→26条等の効力制限・抗弁→救済、の順に検討する。

ア解説：誤り。侵害成立前に損害論へ進むのは不自然。

イ解説：誤り。使用・商品役務・権利制限等が必要。

ウ解説：正しい。侵害成立の論理的前提に沿った構成である。

エ解説：誤り。まず権利範囲に入る行為かを確認する。

総合解説：答案の順序を固定しておく、商標の使用や26条を落としにくい。

出題基準：2026-09-05

Q084 答案構成・事例分析 | 基礎

不使用取消審判で商標権者側の答案を作る際、証拠事実の整理として最も適切なのはどれか。

ア．登録から現在まで一度でも世界のどこかで使用していれば足りる。

イ．商標権者本人の使用しか認められない。

ウ．広告や取引書類は使用証拠になり得ない。

エ．請求登録前3年以内、日本国内、商標権者・専用使用権者・通常使用権者のいずれかによる、指定商品・役務についての使用を具体的証拠と対応させる。

答え・解説

正答：エ．請求登録前3年以内、日本国内、商標権者・専用使用権者・通常使用権者のいずれかによる、指定商品・役務についての使用を具体的証拠と対応させる。

ア解説：誤り。日本国内・対象期間・指定商品役務等が必要。

イ解説：誤り。使用権者の使用も考慮される。

ウ解説：誤り。法定使用態様に該当すれば証拠となり得る。

エ解説：正しい。50条の使用立証の要素を時系列・主体・対象・態様で整理する。

総合解説：不使用取消は証拠問題になりやすいので、各証拠が『いつ・誰が・どの商品役務に・どの商標を使ったか』を示すか確認する。

出題基準：2026-09-05

Q085

答案構成・事例分析 | 標準

不正使用取消しの答案で、商標権者自身ではなく通常使用権者が不正使用している事例の整理として最も適切なものはどれか。

ア．商標権者による不正使用の51条と、使用権者による不正使用の53条を区別し、行為主体に応じて適用条文を選ぶ。

イ．誰が使用しても常に51条だけを適用する。

ウ．使用権者の行為は商標登録に一切影響しない。

エ．53条は不使用取消しの規定である。

答え・解説

正答：ア．商標権者による不正使用の51条と、使用権者による不正使用の53条を区別し、行為主体に応じて適用条文を選ぶ。

ア解説：正しい。取消制度は誰が不正使用したかで条文が分かれる。

イ解説：誤り。使用権者の不正使用には53条がある。

ウ解説：誤り。一定の不正使用で取消しがあり得る。

エ解説：誤り。使用権者の不正使用取消しに関する規定。

総合解説：取消事例では『不使用』『権利者の不正使用』『使用権者の不正使用』を主体と行為で仕分ける。

出題基準：2026-09-05

Q086

答案構成・事例分析 | 応用

4条1項11号該当性があるが先行権利者の同意が提出された事例で、答案構成として最も適切なものはどれか。

ア．同意があるので11号の類否判断を省略する。

イ．まず11号該当性を確認し、その上で4条4項の同意と混同不存在の要件を別段落で検討する。

ウ．4条4項を適用すると商標の類否そのものが非類似に変わる。

エ．同意の有無だけで結論し、混同を検討しない。

答え・解説

正答：イ．まず11号該当性を確認し、その上で4条4項の同意と混同不存在の要件を別段落で検討する。

ア解説：誤り。まず対象となる先行商標との関係を整理する。

イ解説：正しい。4項は11号等の該当性を前提とした例外的な登録可能性を検討する制度である。

ウ解説：誤り。類似でも一定要件で登録を認める制度である。

エ解説：誤り。混同不存在が重要要件。

総合解説：『11号に該当→しかし4項で登録可能か』という二段構成が明確である。

出題基準：2026-09-05

Q087 答案構成・事例分析 | 基礎

著名な他人商標に似た出願で、4条1項10号・11号・15号・19号が問題となり得る。答案戦略として最も適切なものはどれか。

ア．一つの号を検討したら他の号は法律上検討禁止である。

イ．全号を要件説明なしで番号だけ列挙する。

ウ．各号の要件を区別し、先行登録の有無、周知・著名性、商品役務の類否、混同、不正目的など事実に対応する主要号から検討する。

エ．著名商標なら必ず11号だけで処理する。

答え・解説

正答：ウ．各号の要件を区別し、先行登録の有無、周知・著名性、商品役務の類否、混同、不正目的など事実に対応する主要号から検討する。

ア解説：誤り。複数が重なって該当し得る。

イ解説：誤り。事実への当てはめが必要。

ウ解説：正しい。複数は保護法益・要件が異なるため事実に沿って整理する。

エ解説：誤り。商品役務非類似等では15号・19号等が重要となる。

総合解説：答案では重複論述を避けつつ、各号固有の要件を見出し化すると整理しやすい。

出題基準：2026-09-05

Q088 答案構成・事例分析 | 標準

被告Bが登録商標と同一表示を使っているが、Bは『品質表示としての使用』と『出願前からの先使用』を主張している。答案として最も適切なものはどれか。

ア．両者は同一条文なので一括してよい。

イ．26条が成立しなければ32条も自動的に成立しない。

ウ．先使用権が成立すれば商標登録が無効になる。

エ．26条の権利効力制限と32条の先使用権を、それぞれ異なる要件・効果を持つ抗弁として分けて検討する。

答え・解説

正答：エ．26条の権利効力制限と32条の先使用権を、それぞれ異なる要件・効果を持つ抗弁として分けて検討する。

ア解説：誤り。26条と32条は別制度。

イ解説：誤り。各要件を独立に検討する。

ウ解説：誤り。一定範囲の使用継続権であり登録無効とは別。

エ解説：正しい。記述的使用と先使用は法的構成が異なる。

総合解説：侵害答案では複数抗弁を混ぜず、法的根拠ごとに独立した小見出しで処理する。

出題基準：2026-09-05

Q089 答案構成・事例分析 | 標準

マドリッド国際登録の基礎となった本国商標が国際登録日から5年以内に失効した事例で、答案として最も適切なものはどれか。

ア．国際登録の基礎商標への5年間の従属性とセントラルアタック、必要に応じ変換制度を検討する。

イ．基礎商標の失効は国際登録に一切影響しない。

ウ．国際登録はハーグ制度と同じく基礎出願を必要としない。

エ．失効すると必ず全指定国で永久に再出願できない。

答え・解説

正答：ア．国際登録の基礎商標への5年間の従属性とセントラルアタック、必要に応じ変換制度を検討する。

ア解説：正しい。Madrid制度特有の重要論点である。

イ解説：誤り。5年間は従属性がある。

ウ解説：誤り。Madridは基礎出願・基礎登録を要する。

エ解説：誤り。所定の変換制度がある。

総合解説：国際商標論文では、基礎商標・国際登録・指定国保護の三層を整理する。

出題基準：2026-09-05

Q090 答案構成・事例分析 | 応用

商標権者AがBに対し侵害差止めと損害賠償を求め、Bが26条・32条を主張する事例の最終答案として最も適切なものはどれか。

ア．『Aが勝つ』とだけ書く。

イ．侵害成立、各抗弁の成否、差止めと損害賠償の要件を順に整理し、AがBに対してどの請求をどの範囲で行えるかを明示する。

ウ．抗弁は結論に影響しないので検討しない。

エ．侵害が成立すれば損害賠償額まで常に自動確定する。

答え・解説

正答：イ．侵害成立、各抗弁の成否、差止めと損害賠償の要件を順に整理し、AがBに対してどの請求をどの範囲で行えるかを明示する。

ア解説：誤り。法的請求と範囲が不明確である。

イ解説：正しい。設問の請求ごとに結論を対応させる。

ウ解説：誤り。成立すれば権利行使を制限し得る。

エ解説：誤り。損害・故意過失・額等を別途検討する。

総合解説：商標論文も、最後は『誰が誰に何を請求できるか』へ戻して設問に直答する。

出題基準：2026-09-05

Q091 特許・実用新案 | 基礎

- 口述で「特許権はいつ発生し、原則いつまで存続しますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．特許権は設定登録により発生し、原則として特許出願の日から20年で存続期間が満了します。
 - イ．特許出願をした瞬間に発生し、出願公開から20年存続します。
 - ウ．特許査定の日から発生し、その日から10年存続します。
 - エ．審査請求日に発生し、設定登録から20年存続します。

答え・解説

正答：ア．特許権は設定登録により発生し、原則として特許出願の日から20年で存続期間が満了します。

ア解説：正しい。特許法66条・67条の基本を簡潔に示している。

イ解説：誤り。特許権の発生は設定登録時であり、存続期間の起算は出願日である。

ウ解説：誤り。発生時期・期間とも異なる。

エ解説：誤り。審査請求で権利は発生せず、期間も設定登録起算ではない。

総合解説：口述では『発生 = 設定登録』『期間 = 出願日から20年』を対にして即答できることが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q092 特許・実用新案 | 標準

- 口述で「特許権の効力は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．特許権者は私的行為も含め世界中の全ての利用を禁止できます。
 - イ．特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有します。ただし専用実施権を設定した範囲などは除かれます。
 - ウ．特許権は発明のアイデアを知る行為まで禁止します。
 - エ．特許権の効力は登録商標の使用にだけ及びます。

答え・解説

正答：イ．特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有します。ただし専用実施権を設定した範囲などは除かれます。

ア解説：誤り。特許権の効力は日本国内での業としての実施を中心とする。

イ解説：正しい。特許法68条の要点を正確に述べている。

ウ解説：誤り。単なる知得行為は実施行為ではない。

エ解説：誤り。商標権と混同している。

総合解説：口述では条文の骨格をそのまま短く答え、その後必要に応じ69条の効力制限等へ展開するとよい。

出題基準：2026-09-05

Q093

特許・実用新案 | 標準

口述で「特許出願の審査請求はいつまでですか」と問われた場合の回答として正しいものはどれか。

- ア．出願公開の日から3年以内です。
- イ．優先日から6月以内です。
- ウ．原則として特許出願の日から3年以内です。
- エ．設定登録から10年以内です。

答え・解説

正答：ウ．原則として特許出願の日から3年以内です。
ア解説：誤り。起算点は出願日である。
イ解説：誤り。パリ優先権等の期限と混同している。
ウ解説：正しい。特許法48条の3の基本期限である。
エ解説：誤り。登録後の手続ではない。
総合解説：期限口述では起算点までセットで答える。『3年』だけでなく『出願日から3年』が重要。
出題基準：2026-09-05

Q094

特許・実用新案 | 基礎

口述で「特許出願の補正で新規事項を追加できますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

- ア．拒絶理由通知前なら自由に追加できます。
- イ．審判段階なら自由に追加できます。
- ウ．新規事項追加は特許査定後だけ自由です。
- エ．できません。補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でしなければなりません。

答え・解説

正答：エ．できません。補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でしなければなりません。
ア解説：誤り。時期にかかわらず新規事項追加は禁止される。
イ解説：誤り。審判段階でも補正要件がある。
ウ解説：誤り。そのような自由補正制度はない。
エ解説：正しい。17条の2第3項の要点を述べている。
総合解説：口述ではまず『できません』と結論を述べ、当初開示の範囲内という規範を続ける。
出題基準：2026-09-05

Q095 特許・実用新案 | 標準

口述で「特許法79条の先使用権の趣旨・要件を簡潔に」と問われた場合に最も適切な回答はどれか。

ア．特許出願の際に、その発明の内容を知らずに自ら発明し又はその者から知得し、日本国内でその発明の実施である事業又はその準備をしていた者に、一定範囲で通常実施権が認められます。

イ．出願後に発明を知った者にも無条件で認められます。

ウ．外国で準備していれば日本国内の準備は不要です。

エ．先使用権が成立すると特許権自体が先使用者へ移転します。

答え・解説

正答：ア．特許出願の際に、その発明の内容を知らずに自ら発明し又はその者から知得し、日本国内でその発明の実施である事業又はその準備をしていた者に、一定範囲で通常実施権が認められます。

ア解説：正しい。79条の中心要件をまとめている。

イ解説：誤り。出願時点での先行実施・準備が問題となる。

ウ解説：誤り。日本国内での実施又は準備が要件である。

エ解説：誤り。法定通常実施権が認められる制度である。

総合解説：先使用権は『善意の独自取得』『出願時』『日本国内で事業又は準備』を口述で落とさない。

出題基準：2026-09-05

Q096 特許・実用新案 | 応用

口述で均等論の5要件を問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．新規性、進歩性、先願、記載要件、産業上利用可能性です。

イ．相違部分が本質的部分でないこと、置換可能性、置換容易性、出願時の公知技術等から容易に推考できたものではないこと、意識的除外等の特段の事情がないことです。

ウ．外観、称呼、観念、混同、使用です。

エ．本質的部分かどうかだけで決まります。

答え・解説

正答：イ．相違部分が本質的部分でないこと、置換可能性、置換容易性、出願時の公知技術等から容易に推考できたものではないこと、意識的除外等の特段の事情がないことです。

ア解説：誤り。特許要件であり均等論の5要件ではない。

イ解説：正しい。最高裁判例に基づく5要件を過不足なく示している。

ウ解説：誤り。商標法の概念が混在している。

エ解説：誤り。他の4要件も必要である。

総合解説：口述では5要件の名称だけでなく、順序を固定して暗唱できるようにしておくといよい。

出題基準：2026-09-05

Q097 特許・実用新案 | 基礎

口述で「特許法101条の間接侵害とは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．特許製品と少しでも関係する物を販売すれば全て間接侵害です。

イ．間接侵害は損害額の推定制度です。

ウ．直接には特許発明の実施に当たらない一定の物の生産・譲渡等でも、専用品や課題解決に不可欠な物について法定要件を満たすと侵害とみなす制度です。

エ．101条は商標の類似判断を定める条文です。

答え・解説

正答：ウ．直接には特許発明の実施に当たらない一定の物の生産・譲渡等でも、専用品や課題解決に不可欠な物について法定要件を満たすと侵害とみなす制度です。

ア解説：誤り。法定の専用品性・不可欠性・知情等の要件がある。

イ解説：誤り。侵害とみなす行為を定める制度である。

ウ解説：正しい。101条の趣旨と代表類型を簡潔に示している。

エ解説：誤り。特許法の間接侵害規定である。

総合解説：口述では『直接侵害でなくても一定行為を侵害とみなす』とまず説明し、必要に応じ各号の要件へ展開する。

出題基準：2026-09-05

Q098 特許・実用新案 | 標準

口述で「侵害訴訟で被告は特許無効を主張できますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．できません。無効は特許庁でしか一切主張できません。

イ．できますが、主張すると特許は直ちに對世的に消滅します。

ウ．損害賠償だけに使え、差止請求には使えません。

エ．できます。特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、104条の3により特許権者はその相手方に権利を行使できません。

答え・解説

正答：エ．できます。特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、104条の3により特許権者はその相手方に権利を行使できません。

ア解説：誤り。侵害訴訟では104条の3の抗弁が認められる。

イ解説：誤り。侵害訴訟での抗弁は当該権利行使を制限するもので、對世的無効確定とは異なる。

ウ解説：誤り。権利行使一般を制限し得る。

エ解説：正しい。無効の抗弁の基本効果を示している。

総合解説：口述では『裁判所が特許を無効にするのではなく、無効にされるべき特許の権利行使を認めない』と整理する。

出題基準：2026-09-05

Q099 特許・実用新案 | 標準

口述で「PCT国際出願を日本へ国内移行する原則期限は」と問われた場合の回答として正しいものはどれか。

ア．原則として優先日から30月です。優先権主張がなければ国際出願日から30月です。

イ．国際公開から6月です。

ウ．優先日から18月です。

エ．国際登録から5年です。

答え・解説

正答：ア．原則として優先日から30月です。優先権主張がなければ国際出願日から30月です。

ア解説：正しい。日本の国内移行期限の基本である。

イ解説：誤り。国内移行の基本期限ではない。

ウ解説：誤り。18月は国際公開の原則時期。

エ解説：誤り。ハーグ等の更新周期と混同している。

総合解説：口述期限問題では、PCTの『18月＝国際公開』『30月＝国内移行』を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q100 特許・実用新案 | 応用

口述で「実用新案権を行使するときの特有の注意点は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．実用新案権は登録後も一切行使できません。

イ．実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ原則として権利行使できず、無効となった場合の権利行使責任にも注意が必要です。

ウ．評価書は出願時に必ず取得しなければ登録されません。

エ．評価書があれば権利の有効性が裁判所を完全に拘束します。

答え・解説

正答：イ．実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ原則として権利行使できず、無効となった場合の権利行使責任にも注意が必要です。

ア解説：誤り。法定要件を満たせば行使できる。

イ解説：正しい。無審査登録制度に対応した実用新案法特有の権利行使制約である。

ウ解説：誤り。評価書は登録要件ではない。

エ解説：誤り。評価書は有効性を確定する裁判ではない。

総合解説：口述では『無審査登録→評価書提示を伴う慎重な権利行使』という制度趣旨まで説明できるとよい。

出題基準：2026-09-05

Q101 意匠 | 基礎

- 口述で「意匠法上の意匠とは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．技術的思想の創作のうち高度なものです。
 - イ．文字、図形、記号だけからなる出所表示です。
 - ウ．物品、建築物又は画像の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものです。
 - エ．有体物の形状だけで、建築物や画像は含まれません。

答え・解説

正答：ウ．物品、建築物又は画像の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものです。

ア解説：誤り。これは特許法上の発明に近い定義である。

イ解説：誤り。商標の説明に近い。

ウ解説：正しい。現行意匠法2条1項の中心内容を簡潔に示している。

エ解説：誤り。現行法では建築物・画像も保護対象となる。

総合解説：口述では現行法の保護対象拡張を踏まえ、『物品・建築物・画像』を落とさず答える。

出題基準：2026-09-05

Q102 意匠 | 標準

- 口述で「意匠権はいつ発生し、いつまで存続しますか」と問われた場合の回答として正しいものはどれか。
- ア．出願時に発生し、登録日から20年存続します。
 - イ．登録査定時に発生し、出願日から10年存続します。
 - ウ．公報発行時に発生し、更新により永久に存続します。
 - エ．設定登録により発生し、原則として意匠登録出願の日から25年をもって終了します。

答え・解説

正答：エ．設定登録により発生し、原則として意匠登録出願の日から25年をもって終了します。

ア解説：誤り。発生時期・存続期間の起算が異なる。

イ解説：誤り。現行法の存続期間と異なる。

ウ解説：誤り。意匠権は商標権のような更新制ではない。

エ解説：正しい。意匠法20条・21条の基本である。

総合解説：口述では『発生＝設定登録』『満了＝出願日から25年』を対で覚える。

出題基準：2026-09-05

Q103 意匠 | 標準

口述で「登録意匠と少し形が違う製品にも意匠権は及び得ますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を専有します。

イ．登録意匠と完全同一のものにしか効力は及びません。

ウ．私的使用を含む全ての行為を世界中で禁止できます。

エ．意匠権の効力は商標の使用だけに及びます。

答え・解説

正答：ア．意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を専有します。

ア解説：正しい。意匠法23条の要点である。

イ解説：誤り。類似意匠にも効力が及ぶ。

ウ解説：誤り。日本国内で業としての実施が中心である。

エ解説：誤り。意匠の実施に関する権利である。

総合解説：意匠は『類似範囲まで効力が及ぶ』点を口述で明確に答える。

出題基準：2026-09-05

Q104 意匠 | 基礎

口述で「登録意匠と他の意匠の類否は何を基準に判断しますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．創作者本人の主観だけで判断します。

イ．需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断します。

ウ．特許の当業者が技術的容易想到性だけで判断します。

エ．価格が同じかどうかだけで判断します。

答え・解説

正答：イ．需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断します。

ア解説：誤り。判断主体は需要者である。

イ解説：正しい。意匠法24条2項の基準である。

ウ解説：誤り。創作非容易性との混同である。

エ解説：誤り。意匠の美感を基準とする。

総合解説：口述では『需要者』『視覚』『美感』の3語を正確に出せるようにする。

出題基準：2026-09-05

Q105 意匠 | 標準

- 口述で「秘密意匠制度とは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．出願を永久に秘密にし、権利内容を一切公表しない制度です。
 - イ．意匠権の発生を3年間遅らせる制度です。
 - ウ．設定登録の日から3年以内の期間を指定して、登録意匠の内容を秘密にすることを請求できる制度です。
 - エ．秘密意匠は設定登録後には一切請求できません。

答え・解説

正答：ウ．設定登録の日から3年以内の期間を指定して、登録意匠の内容を秘密にすることを請求できる制度です。

ア解説：誤り。秘密期間には上限がある。

イ解説：誤り。意匠権は設定登録により発生し、秘密にするのは公表内容である。

ウ解説：正しい。意匠法14条の制度趣旨と期間を示している。

エ解説：誤り。現行制度では出願時に加え、設定登録料納付と同時の請求も可能である。

総合解説：秘密意匠は発売前の模倣防止ニーズに対応する制度。2026年時点では秘密期間は設定登録から最長3年。

出題基準：2026-09-05

Q106 意匠 | 応用

- 口述で「関連意匠制度の趣旨は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．他人の先願意匠を自由に模倣できるようにする制度です。
 - イ．意匠権を更新して永久に存続させる制度です。
 - ウ．商標の国際登録を行う制度です。
 - エ．一つのデザインコンセプトから継続的に創作されるバリエーションを、基礎意匠との類似関係を利用して保護するための制度です。

答え・解説

正答：エ．一つのデザインコンセプトから継続的に創作されるバリエーションを、基礎意匠との類似関係を利用して保護するための制度です。

ア解説：誤り。他人の権利を侵害する制度ではない。

イ解説：誤り。関連意匠は更新制度ではない。

ウ解説：誤り。意匠法上の国内制度である。

エ解説：正しい。通常なら自己の先願意匠との関係で問題となる類似意匠を一定条件で保護する。

総合解説：口述では『デザインのバリエーションを面的に保護する制度』と短く答え、その後要件へ展開するとよい。

出題基準：2026-09-05

Q107 意匠 | 基礎

口述で「自ら意匠を公開した後でも出願できますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．一定の場合、公開から1年以内に出願し、所定の手続を行えば新規性喪失の例外を受けられる可能性があります。

イ．自己公開なら期間制限なくいつでも登録できます。

ウ．自己公開した瞬間に永久に登録不能です。

エ．公開から6年以内なら無条件に登録できます。

答え・解説

正答：ア．一定の場合、公開から1年以内に出願し、所定の手続を行えば新規性喪失の例外を受けられる可能性があります。

ア解説：正しい。意匠法4条の例外制度である。

イ解説：誤り。例外には期間・手続要件がある。

ウ解説：誤り。4条の例外があり得る。

エ解説：誤り。期間も要件も異なる。

総合解説：口述では『原則は新規性喪失、例外として1年以内＋所定手続』という構造で答える。

出題基準：2026-09-05

Q108 意匠 | 標準

口述で「自分の登録意匠なら自由に実施できますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．登録されていれば他人の先行権利を無視して常に実施できます。

イ．必ずしもできません。先行する他人の登録意匠等を利用し、又は先行する他人の特許権・商標権・著作権等と抵触する場合は、26条により実施が制限されることがあります。

ウ．自分の意匠権は登録後すぐ他人の先行著作権を消滅させます。

エ．26条は意匠権の存続期間だけを定める条文です。

答え・解説

正答：イ．必ずしもできません。先行する他人の登録意匠等を利用し、又は先行する他人の特許権・商標権・著作権等と抵触する場合は、26条により実施が制限されることがあります。

ア解説：誤り。26条による利用・抵触の制限がある。

イ解説：正しい。登録の存在と実施自由は別問題である。

ウ解説：誤り。他の権利は当然には消滅しない。

エ解説：誤り。利用・抵触関係を規律する。

総合解説：口述でよく問われる『登録できることと実施できることは別』を明確に説明する。

出題基準：2026-09-05

Q109 意匠 | 標準

口述で「意匠法にも先使用权はありますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．ありません。先使用权は特許法にしか存在しません。

イ．先使用者は意匠権そのものを取得します。

ウ．あります。登録意匠を知らずに自ら創作し又はその者から知得し、出願時に日本国内で事業又はその準備をしていた者には、一定範囲で通常実施権が認められます。

エ．外国での準備だけで必ず日本の先使用权が成立します。

答え・解説

正答：ウ．あります。登録意匠を知らずに自ら創作し又はその者から知得し、出願時に日本国内で事業又はその準備をしていた者には、一定範囲で通常実施権が認められます。

ア解説：誤り。意匠法29条にも規定がある。

イ解説：誤り。認められるのは通常実施権である。

ウ解説：正しい。意匠法29条の法定通常実施権である。

エ解説：誤り。日本国内での事業又は準備が必要。

総合解説：特許法79条と意匠法29条は似た構造を持つが、対象となる権利・実施内容を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q110 意匠 | 応用

口述で「ハーグ国際登録で日本を指定したら、日本で無審査で意匠権が成立しますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．はい。WIPOの国際登録だけで日本の登録要件は全て満たしたことになります。

イ．日本指定は日本人には利用できません。

ウ．ハーグ制度は特許の国際出願制度です。

エ．いいえ。国際登録・国際公表後、日本国特許庁が日本の意匠法に基づいて審査し、拒絶理由があれば所定期間内に拒絶を通報します。

答え・解説

正答：エ．いいえ。国際登録・国際公表後、日本国特許庁が日本の意匠法に基づいて審査し、拒絶理由があれば所定期間内に拒絶を通報します。

ア解説：誤り。日本は国内法に基づく審査を行う。

イ解説：誤り。日本の出願資格を持つ者も日本指定が可能。

ウ解説：誤り。意匠の国際登録制度である。

エ解説：正しい。ハーグ制度は国際出願手続を一元化するが国内実体審査を統一しない。

総合解説：口述では『WIPOで国際登録＝各国で権利確定ではない』と明確に答える。

出題基準：2026-09-05

Q111 商標 | 基礎

- 口述で「商標権はいつ発生し、何年存続しますか」と問われた場合の回答として正しいものはどれか。
- ア．設定登録により発生し、設定登録の日から10年存続します。更新登録により更新できます。
 - イ．出願時に発生し、出願日から20年で終了します。
 - ウ．登録査定時に発生し、5年で必ず終了します。
 - エ．使用開始時に発生し、更新はできません。

答え・解説

正答：ア．設定登録により発生し、設定登録の日から10年存続します。更新登録により更新できます。

ア解説：正しい。商標法18条・19条の基本である。

イ解説：誤り。特許権と混同している。

ウ解説：誤り。発生時期・期間とも異なる。

エ解説：誤り。日本の商標権は設定登録により発生し、更新可能。

総合解説：商標は更新により継続可能な点が特許・意匠と大きく異なる。

出題基準：2026-09-05

Q112 商標 | 標準

- 口述で「商標法上の使用とは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
- ア．標章を頭の中で思い浮かべることだけです。
 - イ．商品・包装に標章を付すこと、標章を付した商品を譲渡等すること、役務提供に際して標章を用いること、広告等に標章を付して電磁的方法で提供することなど、2条3項の行為です。
 - ウ．紙媒体への印刷だけで、オンライン広告は含まれません。
 - エ．商標登録証を保管することだけです。

答え・解説

正答：イ．商品・包装に標章を付すこと、標章を付した商品を譲渡等すること、役務提供に際して標章を用いること、広告等に標章を付して電磁的方法で提供することなど、2条3項の行為です。

ア解説：誤り。業としての具体的使用行為が問題となる。

イ解説：正しい。現行法の代表的使用態様を示している。

ウ解説：誤り。電磁的方法による広告等も含まれ得る。

エ解説：誤り。登録証の保管は法定使用ではない。

総合解説：口述では2条3項の代表例を2～3個即答できるようにする。

出題基準：2026-09-05

Q113 商標 | 標準

口述で「商標法3条と4条の違いは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．3条も4条も商標権侵害の損害額だけを定めます。

イ．3条は特許、4条は意匠だけに適用されます。

ウ．3条は主として自他商品・役務識別力など登録の積極的要件を定め、4条は公益・他人の権利等との関係から登録できない商標を定めます。

エ．3条と4条は内容が完全に同じです。

答え・解説

正答：ウ．3条は主として自他商品・役務識別力など登録の積極的要件を定め、4条は公益・他人の権利等との関係から登録できない商標を定めます。

ア解説：誤り。登録要件に関する規定である。

イ解説：誤り。いずれも商標法の規定。

ウ解説：正しい。両条の役割の違いを簡潔に示している。

エ解説：誤り。規定趣旨・要件が異なる。

総合解説：口述では『3条＝識別力』『4条＝不登録事由』を軸に答えるといよい。

出題基準：2026-09-05

Q114 商標 | 基礎

口述で「4条1項11号は何を規定していますか」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．自己の氏名を含む商標を全て登録禁止にする規定です。

イ．著作物の保護期間を定める規定です。

ウ．不使用商標を取り消す規定です。

エ．先願に係る他人の登録商標と同一又は類似で、その指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務について使用する商標を登録しない旨の規定です。

答え・解説

正答：エ．先願に係る他人の登録商標と同一又は類似で、その指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務について使用する商標を登録しない旨の規定です。

ア解説：誤り。別の不登録事由と混同している。

イ解説：誤り。商標登録の不登録事由である。

ウ解説：誤り。不使用取消しは50条。

エ解説：正しい。11号の中心内容である。

総合解説：11号では『商標の類似』だけでなく『商品・役務の類似』も答える。

出題基準：2026-09-05

Q115 商標 | 標準

口述で「コンセント制度とは」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．先行登録商標の権利者の承諾があり、両商標の使用で混同を生ずるおそれがない場合に、4条4項により一定の併存登録を認める制度です。

イ．先行権利者の承諾だけで混同のおそれを問わず必ず登録する制度です。

ウ．登録後に商標権を10年間延長する制度です。

エ．日本にはコンセント制度はありません。

答え・解説

正答：ア．先行登録商標の権利者の承諾があり、両商標の使用で混同を生ずるおそれがない場合に、4条4項により一定の併存登録を認める制度です。

ア解説：正しい。2024年施行の日本のコンセント制度の要点である。

イ解説：誤り。混同不存在も必要。

ウ解説：誤り。更新制度ではない。

エ解説：誤り。現行法で導入済み。

総合解説：2026年口述では4条4項と改訂第17版審査基準を踏まえ、同意 + 混同不存在を答える。

出題基準：2026-09-05

Q116 商標 | 応用

口述で「不使用取消審判の要件は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．登録後1か月使用しなければ自動的に消滅します。

イ．継続して3年以上、日本国内で、商標権者・専用使用権者・通常使用権者のいずれも指定商品・役務について登録商標を使用していないとき、原則として取消しを請求できます。

ウ．外国でのみ使用していれば日本での不使用は必ず問題になりません。

エ．商標権者本人の使用だけが対象で、使用権者の使用は無視されます。

答え・解説

正答：イ．継続して3年以上、日本国内で、商標権者・専用使用権者・通常使用権者のいずれも指定商品・役務について登録商標を使用していないとき、原則として取消しを請求できます。

ア解説：誤り。3年以上の不使用と審判請求が必要。

イ解説：正しい。50条の中心要件を示している。

ウ解説：誤り。日本国内での使用が問題となる。

エ解説：誤り。専用・通常使用権者の使用も対象。

総合解説：口述では『3年以上』『日本国内』『商標権者等』『指定商品・役務』を落とさない。

出題基準：2026-09-05

Q117 商標 | 基礎

口述で「商標権の効力が及ばない例の一つ」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．登録商標と同一ならどのような使用にも必ず効力が及びます。

イ．商標権の効力制限は存在しません。

ウ．商品の普通名称や品質、原材料、用途等を普通に用いられる方法で表示する商標などには、26条により商標権の効力が及ばない場合があります。

エ．他人の著名商標を自由に広告に使う場合です。

答え・解説

正答：ウ．商品の普通名称や品質、原材料、用途等を普通に用いられる方法で表示する商標などには、26条により商標権の効力が及ばない場合があります。

ア解説：誤り。26条等の制限がある。

イ解説：誤り。26条に明文規定がある。

ウ解説：正しい。記述的・普通名称的使用等の効力制限を示している。

エ解説：誤り。著名商標の使用が当然に効力制限となるわけではない。

総合解説：口述では普通名称・品質表示など典型例の一つ挙げ、普通に用いられる方法という限定も添える。

出題基準：2026-09-05

Q118 商標 | 標準

口述で「商標法32条の先使用権の主な要件は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。

ア．出願前に一度使えば周知性を問わず必ず成立します。

イ．外国でのみ秘密に使用していれば必ず成立します。

ウ．先使用権が成立すると登録商標が自動的に取り消されます。

エ．他人の商標登録出願前から、不正競争の目的なく同一又は類似商標を使用し、その商標が自己の業務に係る商品・役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることなどです。

答え・解説

正答：エ．他人の商標登録出願前から、不正競争の目的なく同一又は類似商標を使用し、その商標が自己の業務に係る商品・役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることなどです。

ア解説：誤り。商標法の先使用権には周知性が必要。

イ解説：誤り。日本の需要者間での周知性等が問題となる。

ウ解説：誤り。一定範囲で継続使用を認める制度である。

エ解説：正しい。32条では出願前使用に加え周知性が重要である。

総合解説：特許法79条と異なり、商標法32条では需要者間の周知性が重要な相違点。

出題基準：2026-09-05

Q119 商標 | 標準

口述で「商標登録異議の申立期間は」と問われた場合の回答として正しいものはどれか。
ア．商標掲載公報の発行の日から2月以内です。
イ．設定登録の日から3年以内です。
ウ．出願日から30月以内です。
エ．公報発行から10年以内です。

答え・解説

正答：ア．商標掲載公報の発行の日から2月以内です。
ア解説：正しい。商標法43条の2の期間である。
イ解説：誤り。不使用取消し等の数値と混同している。
ウ解説：誤り。PCT等の期限と混同している。
エ解説：誤り。異議申立期間ではない。
総合解説：商標の異議は『公報発行から2月』。取消審判・無効審判とは制度目的と期間を区別する。
出題基準：2026-09-05

Q120 商標 | 応用

口述で「マドリッド国際登録の基礎商標への従属性は」と問われた場合の回答として最も適切なものはどれか。
ア．基礎商標との関係は国際出願後直ちに完全に切れます。
イ．国際登録日から5年間は基礎出願又は基礎登録に従属し、その期間内に基礎商標が失効等すると国際登録にも影響し得ます。
ウ．ハーグ制度と同様、Madridも基礎出願・登録を一切必要としません。
エ．従属性は10年間で、その後も永久に続きます。

答え・解説

正答：イ．国際登録日から5年間は基礎出願又は基礎登録に従属し、その期間内に基礎商標が失効等すると国際登録にも影響し得ます。
ア解説：誤り。5年間の従属性がある。
イ解説：正しい。セントラルアタックの基本構造である。
ウ解説：誤り。Madridは基礎商標を要する。
エ解説：誤り。基本は国際登録日から5年間。
総合解説：口述では『5年間の従属性→セントラルアタック→必要に応じ変換』まで連想できるようにする。
出題基準：2026-09-05

Q121 期限・手続フロー | 基礎

第一国出願を基礎にパリ優先権を利用する場合の優先期間の組合せとして正しいものはどれか。

ア．全て12月。

イ．全て6月。

ウ．特許・実用新案は12月、意匠・商標は6月。

エ．特許18月、意匠30月、商標10年。

答え・解説

正答：ウ．特許・実用新案は12月、意匠・商標は6月。

ア解説：誤り。意匠・商標は6月である。

イ解説：誤り。特許・実用新案は12月である。

ウ解説：正しい。パリ条約上の代表的な優先期間である。

エ解説：誤り。PCT等の別期限を混同している。

総合解説：国際出願戦略では、権利ごとに優先期間が異なるため、最初の出願直後から期限管理が必要。

出題基準：2026-09-05

Q122 期限・手続フロー | 標準

PCT国際出願の代表的な時系列として最も適切なものはどれか。

ア．30月で国際公開、18月で国内移行。

イ．6月で国際公開、10年で国内移行。

ウ．国際公開と国内移行は常に同じ日に行う。

エ．優先日から原則18月で国際公開、原則30月で日本を含む指定国への国内移行期限が到来する。

答え・解説

正答：エ．優先日から原則18月で国際公開、原則30月で日本を含む指定国への国内移行期限が到来する。

ア解説：誤り。PCTでは原則18月で国際公開、30月で国内移行となり、記載は順序が逆である。

イ解説：誤り。PCTの基本期限ではない。

ウ解説：誤り。別の手続・時点である。

エ解説：正しい。PCTの基本的な18月・30月スケジュールである。

総合解説：特許国際出願では、12月の優先期間、18月の国際公開、30月の国内移行を一つの時系列として覚える。

出題基準：2026-09-05

Q123 期限・手続フロー | 標準

- 日本を指定したPCT国際出願について、国内移行後の審査請求期限の基本として最も適切なものはどれか。
- ア．審査請求期間は原則として国際出願日から3年であり、国内移行期限の30月とは別に管理する。
 - イ．国内移行した日から必ず3年にリセットされる。
 - ウ．優先日から18月で審査請求が必ず終了する。
 - エ．PCT出願は日本で審査請求不要である。

答え・解説

正答：ア．審査請求期間は原則として国際出願日から3年であり、国内移行期限の30月とは別に管理する。

ア解説：正しい。PCT出願も日本では特許法48条の3の審査請求期間が問題となる。

イ解説：誤り。国際出願日基準で管理する。

ウ解説：誤り。18月は国際公開の基本時期。

エ解説：誤り。日本で特許を得るには審査請求が必要。

総合解説：国際案件では『30月＝国内移行』『3年＝審査請求』を別の時計として管理する。

出題基準：2026-09-05

Q124 期限・手続フロー | 基礎

- 2026年時点の日本における主要な産業財産権の原則的な期間の組合せとして正しいものはどれか。
- ア．特許20年、意匠20年、商標20年で全て更新不能。
 - イ．特許権は出願日から20年、意匠権は出願日から25年、商標権は設定登録日から10年で更新可能。
 - ウ．特許25年、意匠10年、商標70年。
 - エ．全て設定登録から10年。

答え・解説

正答：イ．特許権は出願日から20年、意匠権は出願日から25年、商標権は設定登録日から10年で更新可能。

ア解説：誤り。意匠は25年、商標は10年更新制。

イ解説：正しい。各法の現行の原則的期間である。

ウ解説：誤り。各権利の期間を混同している。

エ解説：誤り。起算点・期間がそれぞれ異なる。

総合解説：権利化戦略では、技術・デザイン・ブランドの保護期間と更新可能性を理解して組み合わせる。

出題基準：2026-09-05

Q125 期限・手続フロー | 標準

秘密意匠を最大期間で請求した場合の期限関係として最も適切なものはどれか。

ア．秘密にした3年間は意匠権が発生しない。

イ．秘密期間が終わると意匠権も同時に消滅する。

ウ．意匠内容を秘密にできるのは設定登録の日から最長3年であり、意匠権自体の存続期間は原則として出願日から25年である。

エ．秘密期間は出願日から25年間である。

答え・解説

正答：ウ．意匠内容を秘密にできるのは設定登録の日から最長3年であり、意匠権自体の存続期間は原則として出願日から25年である。

ア解説：誤り。設定登録時に意匠権は発生する。

イ解説：誤り。意匠権は原則出願日から25年まで存続する。

ウ解説：正しい。秘密期間と権利存続期間は別である。

エ解説：誤り。秘密意匠の上限は設定登録から3年。

総合解説：秘密意匠は公表タイミングの調整制度であり、意匠権の存続期間を短縮・延長する制度ではない。

出題基準：2026-09-05

Q126 期限・手続フロー | 応用

商標に関する期間の組合せとして正しいものはどれか。

ア．異議申立ては3年、不使用取消しは2月。

イ．異議申立ても不使用取消しも10年経過後のみ可能。

ウ．不使用は1日でもあれば自動取消しとなる。

エ．登録異議申立ては商標掲載公報発行の日から2月以内、不使用取消しは継続3年以上の不使用が中心要件。

答え・解説

正答：エ．登録異議申立ては商標掲載公報発行の日から2月以内、不使用取消しは継続3年以上の不使用が中心要件。

ア解説：誤り。登録異議は公報発行から2月、不使用取消しは継続3年以上の不使用が中心であり、記載は逆である。

イ解説：誤り。そのような制度ではない。

ウ解説：誤り。継続3年以上の不使用と審判請求が必要。

エ解説：正しい。異議制度と取消制度で用いる期間が異なる。

総合解説：商標手続では『2月＝登録異議』『3年＝不使用取消』を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q127 期限・手続フロー | 基礎

マドリッド制度の代表的な期間として最も適切なものはどれか。

ア．国際登録は10年ごとに更新でき、指定国の拒絶通報期間は原則12月で、宣言により18月となる場合がある。

イ．国際登録は5年更新で、拒絶は6月又は12月だけ。

ウ．国際登録は20年固定で更新不能。

エ．拒絶通報期間は一切存在しない。

答え・解説

正答：ア．国際登録は10年ごとに更新でき、指定国の拒絶通報期間は原則12月で、宣言により18月となる場合がある。

ア解説：正しい。Madrid制度の代表的な更新・拒絶期間である。

イ解説：誤り。5年更新・6/12月はHagueとの混同。

ウ解説：誤り。10年ごとの更新が可能。

エ解説：誤り。指定国による拒絶制度がある。

総合解説：国際登録制度比較ではMadridの『10年更新・12/18月拒絶』とHagueを区別する。

出題基準：2026-09-05

Q128 期限・手続フロー | 標準

ハーグ制度の代表的な期間の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．標準公表18月、拒絶30月、更新10年。

イ．標準的な国際公表は国際登録日から12月後、拒絶通報は原則6月で宣言により12月、国際登録は5年ごとに更新できる。

ウ．標準公表6月のみで、更新は20年ごと。

エ．拒絶期間はなく、全指定国で自動登録される。

答え・解説

正答：イ．標準的な国際公表は国際登録日から12月後、拒絶通報は原則6月で宣言により12月、国際登録は5年ごとに更新できる。

ア解説：誤り。PCT・Madrid等の期限を混同している。

イ解説：正しい。2026年時点のHague制度の代表的な期間である。

ウ解説：誤り。現行の標準公表・更新周期と異なる。

エ解説：誤り。指定国拒絶制度がある。

総合解説：Hagueでは『標準公表12月』『拒絶6/12月』『更新5年』をセットで覚える。

出題基準：2026-09-05

Q129 期限・手続フロー | 標準

国際登録後に保護国を追加したい場合の制度比較として最も適切なものはどれか。

ア．両制度とも自由に事後指定できる。

イ．Hagueだけ事後指定でき、Madridではできない。

ウ．Madridでは事後指定が可能であるが、Hagueでは国際出願後に新たな締約国を追加する事後指定はできない。

エ．両制度とも一度指定した国は更新できない。

答え・解説

正答：ウ．Madridでは事後指定が可能であるが、Hagueでは国際出願後に新たな締約国を追加する事後指定はできない。

ア解説：誤り。Hagueではできない。

イ解説：誤り。事後指定が可能なのはMadridであり、Hagueでは国際出願後の締約国追加はできないため関係が逆である。

ウ解説：正しい。両制度の重要な手続差である。

エ解説：誤り。更新と事後指定は別制度。

総合解説：将来の進出国が未確定な場合、この差は国際出願ルート選択の重要な実務要素となる。

出題基準：2026-09-05

Q130 期限・手続フロー | 応用

国際展開を前提とする知財管理で、期限管理として最も適切な考え方はどれか。

ア．全ての国際制度は最初の国内出願から30月で統一されていると扱う。

イ．一度国際出願すれば、その後の各国期限は一切存在しない。

ウ．優先日と国際登録日を同じ日として管理する。

エ．最初の国内出願日・優先日を基準に、パリ優先期間、PCT国内移行、Madrid/Hagueの拒絶・更新など制度ごとに別々の期限表を管理する。

答え・解説

正答：エ．最初の国内出願日・優先日を基準に、パリ優先期間、PCT国内移行、Madrid/Hagueの拒絶・更新など制度ごとに別々の期限表を管理する。

ア解説：誤り。制度ごとに期限が異なる。

イ解説：誤り。指定国段階・更新等の期限がある。

ウ解説：誤り。別の法的時点であり一致しない場合がある。

エ解説：正しい。異なる条約の期限は起算点も法的効果も異なる。

総合解説：実務では単に数字を暗記せず、『何の制度・何の手続・何を起算点とする期限か』まで一体で管理する。

出題基準：2026-09-05

Q131

複数法域・条約との関係 | 基礎

新型家電について、内部制御技術に発明性があり、外観に新規なデザインがあり、商品名をブランドとして使用する場合の保護の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．技術は特許、外観は意匠、ブランドは商標など、対象ごとに異なる権利を重ねて保護することができる。

イ．一つの商品には一種類の知的財産権しか成立しない。

ウ．外観に意匠権を取ると特許出願は法律上禁止される。

エ．商標登録をすれば内部技術も自動的に保護される。

答え・解説

正答：ア．技術は特許、外観は意匠、ブランドは商標など、対象ごとに異なる権利を重ねて保護することができる。

ア解説：正しい。一つの商品に複数の知的財産権が併存することは一般的である。

イ解説：誤り。保護対象が異なれば複数権利が併存し得る。

ウ解説：誤り。両制度は保護対象が異なる。

エ解説：誤り。商標権は出所表示を保護し、技術思想そのものを保護しない。

総合解説：実務では技術・デザイン・名称・コンテンツ・秘密情報を分解し、それぞれに適した法域を組み合わせる。

出題基準：2026-09-05

Q132

複数法域・条約との関係 | 標準

創作性の高い製品デザインが意匠登録の対象にもなり、美術的表現として著作物性も認められる場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．意匠登録を受けると著作権は必ず消滅する。

イ．意匠法上の保護と著作権法上の保護は要件が異なり、同じデザインについて双方が問題となる場合がある。

ウ．著作物であれば意匠登録は法律上禁止される。

エ．意匠法と著作権法の保護期間・発生要件は完全に同じである。

答え・解説

正答：イ．意匠法上の保護と著作権法上の保護は要件が異なり、同じデザインについて双方が問題となる場合がある。

ア解説：誤り。両権利は別個に成立し得る。

イ解説：正しい。登録制度による意匠保護と、創作的表現の無方式保護は別制度である。

ウ解説：誤り。著作物性と意匠登録要件は別に判断する。

エ解説：誤り。発生方式・保護期間・保護対象が異なる。

総合解説：製品デザインは意匠法だけでなく著作権法、不正競争防止法等も関係し得る。

出題基準：2026-09-05

Q133

複数法域・条約との関係 | 標準

技術情報の保護について、特許法と営業秘密制度の違いとして最も適切なものはどれか。

ア．営業秘密は特許庁で登録しなければ発生しない。

イ．特許は秘密のまま永久に保護される制度である。

ウ．特許は出願公開と引換えに一定期間の排他権を得る制度で、営業秘密は秘密管理性・有用性・非公知性を満たす秘密情報の不正取得・使用等を規制する。

エ．営業秘密は独自開発者に対しても特許権と同じ排他権を当然に行使できる。

答え・解説

正答：ウ．特許は出願公開と引換えに一定期間の排他権を得る制度で、営業秘密は秘密管理性・有用性・非公知性を満たす秘密情報の不正取得・使用等を規制する。

ア解説：誤り。営業秘密に登録制度はない。

イ解説：誤り。特許出願は原則公開される。

ウ解説：正しい。公開型の権利と秘密保持型の保護という基本差がある。

エ解説：誤り。営業秘密は不正取得等を規制する制度で、独自開発そのものを禁止するものではない。

総合解説：逆解析の容易性・秘密維持可能性・技術寿命などを踏まえて特許化か秘匿化かを選択する。

出題基準：2026-09-05

Q134

複数法域・条約との関係 | 基礎

海外で特許保護を求める際のパリ条約とPCTの関係として最も適切な説明はどれか。

ア．PCT国際出願をすればWIPOが世界特許を付与する。

イ．パリ条約は商標にしか適用されない。

ウ．PCTを使うとパリ優先権は利用できない。

エ．パリ条約は優先権等の基本原則を定め、PCTは一つの国際出願から多数国への特許出願手続を効率化する制度で、いずれも単一の世界特許を付与する制度ではない。

答え・解説

正答：エ．パリ条約は優先権等の基本原則を定め、PCTは一つの国際出願から多数国への特許出願手続を効率化する制度で、いずれも単一の世界特許を付与する制度ではない。

ア解説：誤り。最終的な特許付与は各国・地域官庁が判断する。

イ解説：誤り。特許・実用新案・意匠・商標等に関係する。

ウ解説：誤り。先の出願を基礎に優先権を主張してPCT出願することができる。

エ解説：正しい。両制度は役割が異なり相互に組み合わせて利用される。

総合解説：国際特許戦略では『優先権の枠組み』と『国際出願手続』を分けて理解する。

出題基準：2026-09-05

Q135

複数法域・条約との関係 | 標準

商標のMadrid制度と意匠のHague制度の比較として正しいものはどれか。

ア．Madridは商標の国際登録制度で基礎出願又は基礎登録を要し、Hagueは意匠の国際登録制度で先の国内意匠出願・登録を必須としない。

イ．Madridは意匠、Hagueは特許の制度である。

ウ．両制度とも必ず国内基礎登録を必要とする。

エ．両制度ともWIPOが全指定国の実体審査を行う。

答え・解説

正答：ア．Madridは商標の国際登録制度で基礎出願又は基礎登録を要し、Hagueは意匠の国際登録制度で先の国内意匠出願・登録を必須としない。

ア解説：正しい。両制度の対象と基礎要件の重要な違いである。

イ解説：誤り。Madridは商標、Hagueは意匠の国際登録制度であり、記載された対象分野とは異なる。

ウ解説：誤り。Hagueでは必須ではない。

エ解説：誤り。実体的保護要件は指定国官庁が判断する。

総合解説：国際登録制度は似て見えるが、対象権利・基礎要件・事後指定・更新周期などが異なる。

出題基準：2026-09-05

Q136

複数法域・条約との関係 | 応用

国際分類と知的財産分野の対応として正しいものはどれか。

ア．ニース分類は特許、ロカルノ分類は著作権だけに用いる。

イ．ニース分類は商標の商品・サービス、ロカルノ分類は意匠、IPCは特許・実用新案文献、ウィーン分類は商標の図形要素に関係する。

ウ．IPCは商標の商品・サービス分類である。

エ．ウィーン分類は意匠の物品分類である。

答え・解説

正答：イ．ニース分類は商標の商品・サービス、ロカルノ分類は意匠、IPCは特許・実用新案文献、ウィーン分類は商標の図形要素に関係する。

ア解説：誤り。対象分野が異なる。

イ解説：正しい。各分類制度の対象を正しく対応させている。

ウ解説：誤り。IPCは特許文献の技術分類。

エ解説：誤り。商標の図形要素分類である。

総合解説：国際分類は権利を付与する制度ではなく、検索・審査・登録実務を共通化するための分類制度である。

出題基準：2026-09-05

Q137

複数法域・条約との関係 | 基礎

TRIPS協定と日本の知的財産法との関係として最も適切な説明はどれか。

ア．TRIPSが日本の特許法・商標法等を全文置き換えている。

イ．TRIPSより高い保護を国内法で設けることは禁止される。

ウ．TRIPSは知的財産保護・権利行使等の国際的な最低基準を定め、日本は国内法を通じてその義務を履行し、協定に反しない範囲でより広い保護を設けることもできる。

エ．TRIPSは権利行使を一切扱わない。

答え・解説

正答：ウ．TRIPSは知的財産保護・権利行使等の国際的な最低基準を定め、日本は国内法を通じてその義務を履行し、協定に反しない範囲でより広い保護を設けることもできる。

ア解説：誤り。国内法を通じて実施される。

イ解説：誤り。協定に反しない上乗せ保護が可能。

ウ解説：正しい。TRIPSは各国法を完全に統一する単一法典ではない。

エ解説：誤り。第3部に差止・損害賠償・国境措置等の規定がある。

総合解説：条約は国内法と役割が異なる。試験では国際最低基準と国内具体制度を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q138

複数法域・条約との関係 | 標準

未登録のブランド名でも、需要者の間に広く認識され、他社の類似表示使用によって混同が生じる場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．未登録ならどれほど有名でも日本法上保護されない。

イ．商標法と不競法は同じ法律なので区別不要である。

ウ．不競法の周知表示保護には必ず特許登録が必要である。

エ．商標登録がなくても、不正競争防止法の周知表示混同惹起行為として保護される可能性がある。

答え・解説

正答：エ．商標登録がなくても、不正競争防止法の周知表示混同惹起行為として保護される可能性がある。

ア解説：誤り。不競法による保護可能性がある。

イ解説：誤り。別法で保護要件・効果が異なる。

ウ解説：誤り。そのような要件はない。

エ解説：正しい。不競法1号は登録を保護要件としない。

総合解説：ブランド戦略では登録商標を中心としつつ、周知・著名表示について不競法の補完的保護も考える。

出題基準：2026-09-05

Q139

複数法域・条約との関係 | 標準

新商品の外観が意匠登録されておらず、販売開始直後に競合が依拠して実質的に同一の商品形態を模倣した場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．意匠権がなくても、不正競争防止法2条1項3号の商品形態模倣が成立する可能性がある。

イ．意匠登録がなければ商品形態模倣は常に自由である。

ウ．不競法3号は意匠登録がある場合だけ適用される。

エ．商品形態模倣規制はブランド名称だけを保護する。

答え・解説

正答：ア．意匠権がなくても、不正競争防止法2条1項3号の商品形態模倣が成立する可能性がある。

ア解説：正しい。不競法3号は登録を前提としない短期的な形態模倣規制である。

イ解説：誤り。不競法3号が問題となり得る。

ウ解説：誤り。登録は要件ではない。

エ解説：誤り。商品の形態を保護する制度である。

総合解説：デザイン保護では意匠出願を基本としつつ、未登録段階でも不競法3号が補完する場合がある。

出題基準：2026-09-05

Q140

複数法域・条約との関係 | 応用

ソフトウェアについて特許法と著作権法の保護関係として最も適切な説明はどれか。

ア．プログラムが著作物なら特許を受けることは法律上絶対にできない。

イ．プログラムの具体的な表現は著作権で保護され得る一方、ソフトウェア関連発明が特許法上の発明・特許要件を満たせば特許による保護もあり得る。

ウ．特許を取得するとソースコードの著作権は消滅する。

エ．著作権はアルゴリズムという抽象的アイデアそのものを独占する。

答え・解説

正答：イ．プログラムの具体的な表現は著作権で保護され得る一方、ソフトウェア関連発明が特許法上の発明・特許要件を満たせば特許による保護もあり得る。

ア解説：誤り。要件を満たすソフトウェア関連発明は特許対象となり得る。

イ解説：正しい。表現保護と技術的思想の保護という異なる側面がある。

ウ解説：誤り。両権利は別個に成立し得る。

エ解説：誤り。著作権は創作的な表現を保護し、解法そのものには及ばない。

総合解説：ソフトウェアでは特許・著作権・営業秘密・契約を対象ごとに組み合わせることが多い。

出題基準：2026-09-05

Q141

実務判断・出願／権利化戦略 | 基礎

新しい製造ノウハウについて、製品を市場に出しても第三者が容易に解析できず、長期間社内で秘密管理できる見込みが高い。保護戦略として最も適切な考え方はどれか。

ア．技術情報は必ず特許出願しなければ保護できない。

イ．秘密管理できるなら、第三者の独自開発も特許権と同じように禁止できる。

ウ．特許出願による公開・期間限定の排他権と、営業秘密としての長期秘匿保護の長短を比較し、逆解析可能性や技術寿命を踏まえて選択する。

エ．特許出願しても内容は永久に非公開なので、秘密保持との比較は不要である。

答え・解説

正答：ウ．特許出願による公開・期間限定の排他権と、営業秘密としての長期秘匿保護の長短を比較し、逆解析可能性や技術寿命を踏まえて選択する。

ア解説：誤り。営業秘密による保護もあり得る。

イ解説：誤り。営業秘密は不正取得等を規制する制度で、独自開発を禁止しない。

ウ解説：正しい。特許化と営業秘密化にはそれぞれ利点・リスクがある。

エ解説：誤り。特許出願は原則公開される。

総合解説：実務では逆解析されやすい技術は特許、秘匿可能で寿命が長いノウハウは営業秘密という方向性を一案として検討するが、事業事情を総合判断する。

出題基準：2026-09-05

Q142

実務判断・出願／権利化戦略 | 標準

新製品を展示会で発表する予定がある。特許・意匠の新規性を確実に維持する観点から最も適切な対応はどれか。

ア．自己公開なら新規性は絶対に失われないため、出願時期は考えなくてよい。

イ．展示会后10年以内なら無条件で特許・意匠登録できる。

ウ．意匠だけ出願すれば技術発明の特許新規性も自動的に維持される。

エ．原則として展示会公開前に必要な特許・意匠出願を済ませ、新規性喪失例外は例外的な救済として位置付ける。

答え・解説

正答：エ．原則として展示会公開前に必要な特許・意匠出願を済ませ、新規性喪失例外は例外的な救済として位置付ける。

ア解説：誤り。自己公開でも原則として先行技術等になり得る。

イ解説：誤り。そのような一般的救済期間はない。

ウ解説：誤り。各法の出願・新規性を個別に管理する。

エ解説：正しい。自己公開後の例外制度はあるが、手続要件や外国制度との差異もあるため公開前出願が安全である。

総合解説：実務では『出願してから公開』を基本ルールにし、例外制度への依存を避けることで国内外の選択肢を残しやすい。

出題基準：2026-09-05

Q143

実務判断・出願／権利化戦略 | 標準

新しいスマート家電を発売する企業が、技術、外観、商品名を総合的に守りたい。最も適切な権利化戦略はどれか。

ア．技術は特許、製品外観は意匠、商品名・ロゴは商標を中心に検討し、必要に応じ著作権・不競法・契約も組み合わせる。

イ．商標登録一件だけで技術・外観・ブランドを全て独占できる。

ウ．特許一件を取れば商品名の類似使用も全て禁止できる。

エ．意匠登録すると著作権・商標権を利用できなくなる。

答え・解説

正答：ア．技術は特許、製品外観は意匠、商品名・ロゴは商標を中心に検討し、必要に応じ著作権・不競法・契約も組み合わせる。

ア解説：正しい。対象ごとに最適な法制度を組み合わせる多層的保護が有効。

イ解説：誤り。商標権の保護対象は主として出所表示である。

ウ解説：誤り。ブランド保護は商標等を別途検討する。

エ解説：誤り。複数制度の併用は可能。

総合解説：一つの商品を一つの権利だけで守ろうとせず、保護対象を分解してポートフォリオ化する。

出題基準：2026-09-05

Q144

実務判断・出願／権利化戦略 | 基礎

新ブランドの商標出願で、現在の商品だけでなく近い将来提供予定のサービスもある。実務上最も適切な考え方はどれか。

ア．商品・役務を指定せず商標だけ登録すれば全業種を独占できる。

イ．実際の事業計画を踏まえて必要な指定商品・役務を整理し、過不足のない範囲で出願する。

ウ．現在の一商品だけ指定すれば、将来の全サービスにも自動的に権利が及ぶ。

エ．区分番号を多く選ぶほど、使用予定がなくても常に最善である。

答え・解説

正答：イ．実際の事業計画を踏まえて必要な指定商品・役務を整理し、過不足のない範囲で出願する。

ア解説：誤り。指定商品・役務が必要である。

イ解説：正しい。商標権の保護範囲は指定商品・役務と商標によって定まる。

ウ解説：誤り。指定範囲外は当然には保護されない。

エ解説：誤り。費用・使用義務・事業範囲等を踏まえた設計が必要。

総合解説：商標戦略では名称選定だけでなく、指定商品・役務の設計と将来事業の見通しが重要。

出題基準：2026-09-05

Q145

実務判断・出願／権利化戦略 | 標準

基本デザインから多数のバリエーションを順次投入する製品シリーズの意匠戦略として最も適切なものはどれか。

- ア．最初の一意匠だけ登録すれば、どれほど異なる将来デザインも自動的に保護される。
- イ．関連意匠制度は第三者の先願意匠を自由に取り込む制度である。
- ウ．基礎意匠と関連意匠の制度を利用し、将来のデザイン展開を見越して類似範囲を面的に保護することを検討する。
- エ．シリーズ製品では意匠出願をしてはならない。

答え・解説

正答：ウ．基礎意匠と関連意匠の制度を利用し、将来のデザイン展開を見越して類似範囲を面的に保護することを検討する。

ア解説：誤り。権利範囲には限界がある。

イ解説：誤り。自己のデザイン展開を保護する制度である。

ウ解説：正しい。関連意匠制度は継続的なデザイン開発を保護するために有効。

エ解説：誤り。複数の意匠出願・関連意匠活用が可能。

総合解説：発売計画・デザイン開発ロードマップと連動して関連意匠の出願時期・類似関係を管理する。

出題基準：2026-09-05

Q146

実務判断・出願／権利化戦略 | 応用

国内特許出願後、海外展開候補国が多数あり、12月時点では最終的な出願国を絞り切れない。実務上の選択肢として最も適切なものはどれか。

- ア．PCTを使えば世界共通の一個の特許が取得できる。
- イ．海外国が未定なら優先期間を無視して数年後にPCT出願すればよい。
- ウ．PCTを利用すると国際公開されないので永久に秘密にできる。
- エ．優先期間内にPCT国際出願を行い、国際調査等を利用しながら原則30月まで各国国内移行の判断を先送りすることを検討する。

答え・解説

正答：エ．優先期間内にPCT国際出願を行い、国際調査等を利用しながら原則30月まで各国国内移行の判断を先送りすることを検討する。

ア解説：誤り。各国で最終的な権利化が必要。

イ解説：誤り。優先権を維持するには期限管理が必要。

ウ解説：誤り。原則として国際公開される。

エ解説：正しい。PCTは多数国出願の手続・判断時期を効率化する。

総合解説：PCTは『世界特許』ではなく、海外出願の手続集約と判断猶予を得るための有力な選択肢。

出題基準：2026-09-05

Q147

実務判断・出願／権利化戦略 | 基礎

複数国で同じ製品デザインを保護したいが、今後さらに進出国が増える可能性もある。Hague制度を利用する場合の注意として最も適切なものはどれか。

ア．国際出願時に保護を求める締約国を十分検討する。HagueではMadridのように後から新たな締約国を追加する事後指定ができないためである。

イ．後から何度でも自由に事後指定できるので、最初の指定国選択は不要である。

ウ．Hagueを使えば国内意匠法の審査は全て不要になる。

エ．Hagueは一国だけを指定する場合には法律上利用禁止である。

答え・解説

正答：ア．国際出願時に保護を求める締約国を十分検討する。HagueではMadridのように後から新たな締約国を追加する事後指定ができないためである。

ア解説：正しい。Hagueの重要な制度上の制約。

イ解説：誤り。Hagueでは事後指定できない。

ウ解説：誤り。指定国の実体審査がある。

エ解説：誤り。利用資格等を満たせば利用可能。

総合解説：国際意匠戦略では対象国・公表時期・複数意匠・各国宣言を出願前に確認する。

出題基準：2026-09-05

Q148

実務判断・出願／権利化戦略 | 標準

基礎商標を持つ企業がまず数か国でMadrid国際登録を利用し、数年後に別の締約国へ進出する予定である。最も適切な説明はどれか。

ア．Madridでは国際出願時に指定しなかった国へ後から拡張する方法はない。

イ．Madridでは国際登録後の事後指定により、後から新たな締約国へ保護を拡張できるため、将来展開に応じて活用を検討できる。

ウ．事後指定をすると基礎商標は自動的に消滅する。

エ．Madridは意匠の国際登録制度なので商標には使えない。

答え・解説

正答：イ．Madridでは国際登録後の事後指定により、後から新たな締約国へ保護を拡張できるため、将来展開に応じて活用を検討できる。

ア解説：誤り。Madridでは国際登録後も新たな締約国を追加する事後指定が可能である。

イ解説：正しい。Madridの事後指定制度の実務上の利点。

ウ解説：誤り。そのような効果はない。

エ解説：誤り。商標の国際登録制度である。

総合解説：ただし国際登録日から5年間の基礎商標への従属性など、Madrid固有のリスクも併せて管理する。

出題基準：2026-09-05

Q149 実務判断・出願／権利化戦略 | 標準

自社製品について特許・意匠・商標を取得できた場合の事業実施判断として最も適切なものはどれか。

ア．自社が一件でも権利を取得すれば第三者権利を無視して自由に実施できる。

イ．特許庁が登録した以上、全ての第三者権利について非侵害を保証したことになる。

ウ．自社権利の取得可能性とは別に、第三者の先行特許・意匠・商標等を侵害しないかを調査・検討する必要がある。

エ．FTO調査は商標だけに必要で特許・意匠には不要である。

答え・解説

正答：ウ．自社権利の取得可能性とは別に、第三者の先行特許・意匠・商標等を侵害しないかを調査・検討する必要がある。

ア解説：誤り。先行権利との利用・抵触・侵害関係があり得る。

イ解説：誤り。登録審査は事業のFTO保証ではない。

ウ解説：正しい。権利を取得できることと自由に実施できることは別問題である。

エ解説：誤り。複数法域で第三者権利の確認が必要。

総合解説：『権利化＝攻めの権利』『FTO＝他人の権利を踏まえた実施自由度』として別々に管理する。

出題基準：2026-09-05

Q150 実務判断・出願／権利化戦略 | 応用

スタートアップが新製品の知財戦略を策定する際の考え方として最も適切なものはどれか。

ア．利用可能な全ての権利を全世界で最大件数出願することが常に最善である。

イ．知財は製品発売後にだけ検討すればよく、開発中の秘密管理や公開時期は関係しない。

ウ．一度決めた知財戦略は事業変更があっても見直してはならない。

エ．技術寿命、公開予定、競合、模倣容易性、海外市場、費用、事業期間を踏まえ、特許・意匠・商標・著作権・営業秘密・契約を組み合わせて優先順位を付ける。

答え・解説

正答：エ．技術寿命、公開予定、競合、模倣容易性、海外市場、費用、事業期間を踏まえ、特許・意匠・商標・著作権・営業秘密・契約を組み合わせて優先順位を付ける。

ア解説：誤り。費用対効果と事業目的を考える必要がある。

イ解説：誤り。出願前公開や秘密漏えいは権利化に影響し得る。

ウ解説：誤り。市場・技術・競合の変化に応じた見直しが必要。

エ解説：正しい。知財戦略は個別権利の取得数ではなく事業目的との整合が重要。

総合解説：実務的な知財戦略は『何を、どこで、いつまで、誰から守るか』を事業計画に合わせて継続的に見直す。

出題基準：2026-09-05